

様式第1号（第10条関係）

立地調整指針の案に対する意見書

桜川市長 様

年 月 日

住 所

氏 名 (年齢 歳) (印)

職 業

連絡先

案 件 の 概 要

意見の区分（次のいずれかに○を付けてください。）

1. 賛 成 2. 反 対 3. その他

意見の記入欄（意見の要旨を簡潔に記載してください。）

(備 考)

1. この意見書は、年 月 日（ ）までに主管課又は室に郵送又は持参にて提出してください。
2. 必要事項は漏れなく記載してください。ただし、氏名の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
3. 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、意見書の提出が無効となるおそれがあります。

様式第2号（第10条関係）

番 年 月 日

都市計画審議会会長 様

桜川市長

〔印〕

年 月 日から 年 月 日まで立地調整指針の案を公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出がありましたので、桜川市土地利用基本条例第8条（第9項本文において準用する同条）第6項後段の規定に基づき、次のとおりその要旨とこれに対する市の見解を報告します。

意見書の提出件数： 件

意見書の要旨	市の見解

様式第3号（第12条関係）

立地調整協議申出書

桜川市長 様
 住所 氏名 (印)
 連絡先
 年 月 日

桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり立地調整協議の申出をします。

立地行為の種別	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 建築物の改築（用途の変更を伴うもの） <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更
協議申出地内に存する土地の所在及び地番	上記面積の合計 ㎡
立地行為により新たに生ずることとなる建築物の用途	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> 非自己用
現に存する建築物の用途（用途の変更を行う場合に限る。）	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> 非自己用
工事着手希望年月日	年 月 日
工事完了希望年月日	年 月 日
その他特記事項	

（備考）
 1. この申出書は、必要事項を記載の上、所定の添付図書（立地行為の計画案）とあわせて主管課又は室に提出してください。
 2. 協議申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
 3. 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
 4. 立地行為の種別は、該当するものにチェックを入れてください。
 5. 協議申出地内に存する土地の所在及び地番は、漏れなく全て記載してください。
 6. 建築物の用途は、協議申出地内に建築物が複数存する場合（立地行為により新たに建築物が複数存することとなる場合を含む。）、主要な建築物の用途を記載してください。なお、自己居住用、自己業務用又は非自己用の欄は、該当するものにチェックを入れてください。
 7. 必要事項又は添付図書に漏れや明白な錯誤などがある場合、申出書を受理することができないおそれがあります。

様式第4号（第13条関係）

立地行為に係る適地の情報等の教示について

様
 桜川市長 [印]
 番 年 月 日
 号

桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第10条の規定に基づき、次のとおり立地行為に係る適地の情報等を教示します。

【立地行為に係る適地の情報の教示】

道路の整備水準に関する将来見通し	
下水道その他の排水施設の整備水準に関する将来見通し	
その他（ ）	

【その他の情報の教示】

土砂災害警戒区域	1. 該当の疑いあり	2. 該当なし
土砂災害特別警戒区域	1. 該当の疑いあり	2. 該当なし
要措置区域	1. 該当の疑いあり	2. 該当なし
形質変更時要届出区域	1. 該当の疑いあり	2. 該当なし
その他（ ）	1. 該当の疑いあり	2. 該当なし

（備考）
 1. 市は、この書面により教示した物件の取得又は賃貸に係る契約交渉の直接的な仲介は行いません。
 2. 土砂災害警戒区域とは、土砂災害防止法第7条第1項の規定により茨城県知事が指定した土砂災害警戒区域のことです。
 3. 土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害防止法第9条第1項の規定により茨城県知事が指定した土砂災害特別警戒区域のことです。
 4. 要措置区域とは、土壌汚染対策法第6条第1項の規定により茨城県知事が指定した土地の区域のことです。
 5. 形質変更時要届出区域とは、土壌汚染対策法第11条第1項の規定により茨城県知事が指定した土地の区域のことです。
 6. 【その他の情報の教示】で「該当の疑いあり」とされた場合、該当の有無については、それぞれの区域の指定権限を有する機関に確認してください。

様式第6号（第14条関係）

関係機関協議実施結果報告書

年 月 日

桜川市長 様

住 所
氏 名 (印)
連絡先

関係機関協議を行ったので、桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第11条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

協議先	担当者氏名	協議日	関係機関協議の結果
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	

（備考）

- この報告書は、必要事項を記載の上、関係資料（関係機関協議の際に使用した資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 協議申請者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 協議先は、協議を行った関係行政機関の名称を部署名まで記載してください。
- 担当者氏名は、協議を行った相手方（関係行政機関の職員）の氏名を記載してください。
- 協議日は、最後に関係機関協議を行った日又は関係機関協議の結果を得た日のいずれかを記載してください。
- 必要事項又は関係資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、報告書の提出が無効となるおそれがあります。

様式第5号（第14条関係）

関係機関協議実施指示書

号 日
番 年 月

様

桜川市長 [印]

桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

協議すべき関係行政機関	協議すべき事項
(名称)	
(所在地)	
(連絡先)	
(名称)	
(所在地)	
(連絡先)	
(名称)	
(所在地)	
(連絡先)	
(名称)	
(所在地)	
(連絡先)	

（備考）

- 関係機関協議は、協議すべき関係行政機関の職員との対面によって行ってください。ただし、相手方（協議すべき関係行政機関の職員）の承諾があるときは、この限りではありません。
- 関係行政機関から別の行政機関との協議を求められたときは、その求めに従って関係機関協議を行ってください。
- 関係機関協議は、自らの実任と負担によって行ってください。ただし、特別の事情がある場合と認められるときは、市に技術的支援を求めるときは、式第6号にその結果（関係機関協議が講じられたら、式第6号にその結果の要旨を記載し、関係資料（関係機関協議の際に使用した資料）とあわせて遅滞なく主管課又は室に提出してください。

様式第8号（第15条関係）

要配慮項目評価等実施結果報告書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名 (印)
連絡先

要配慮項目ごとに立地行為が環境に及ぼす影響を評価し、その負荷をできる限り低減するために必要な対策を立案したので、桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第12条第3項の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

要配慮項目	評価の結果	立案した対策の内容	計画案の修正
			<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
			<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
			<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
			<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
			<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無

(備考)

- この報告書は、必要事項を記載の上、関係資料（上記の評価及び対策の立案の根拠を明らかにした資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 協議申請者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 計画案の修正の欄は、上記の評価及び対策の立案に伴う立地行為の計画案の修正の有無について、該当するものにチェックを入れてください。
- 必要事項又は関係資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、報告書の提出が無効となるおそれがあります。

様式第7号（第15条関係）

要配慮項目指示書

号 日
番 年

様

桜川市長 [印]

桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第12条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

要配慮項目	特記事項

(備考)

- 要配慮項目ごとに立地行為が環境に及ぼす影響について評価を行うとともに、その負荷をできる限り低減するために必要な対策を立案し、立地行為の計画案に反映させてください。
1. の評価及び対策の立案は、自らの責任と負担によって行ってください。ただし、特別の事情があるとき、市に技術的支援を求めるときがでできます。
1. の評価及び対策の立案が完了したら、様式第8号にその要旨を記載し、関係資料（当該評価及び対策の立案の根拠を明らかにした資料）とあわせて遅滞なく主管課又は室に提出してください。

様式第9号 (第16条関係)

説明会等実施指示書

番号
年月日

様

桜川市長

[印]

桜川市土地利用基本条例(第22条第2項において準用する)第13条第1項の規定に基づき、下記のとおりに指示します。

記

- 関係住民への周知のために必要な措置は、説明会の開催又は戸別訪問による説明の実施のいずれかを行ってください。
- 措置の対象とする関係住民の範囲は、次のとおりです。
 - (1) _____
 - (2) _____
 - (3) _____
- 説明会を開催する場合は、次の要領に従って行ってください。
 - (1) 説明会の日時は、日曜日の日中等関係住民が参加し易い時間帯とすること。
 - (2) 説明会の会場は、協議申出地の存する区(桜川市区設置条例に定める区をいう。)の集会所等関係住民が参加し易い場所とすること。
 - (3) 説明会の開催の周知は、次に掲げる方法のいずれかによって、開催の日日の5日前までに関係住民に到達するようにすること。
 - 説明会の開催の概要を記載した書面の送付
 - その書面の閲覧板による配布
 - その他適切と認められる方法
- 戸別訪問による説明をする場合は、関係住民との対面によって行ってください。ただし、相手方(当該関係住民)の承諾があるときは、資料の配布に代えることができます。
- 説明会又は戸別訪問による説明では、次に掲げる事項を周知してください。
 - (1) あなたの氏名、住所及び連絡先(法人にあってはその名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び連絡先)
 - (2) 立地行為の計画の案の概要
 - (3) 要配慮項目に係る評価及び対策の立案をしたときは、その概要
 - (4) その他特に必要と認められる事項
- 説明会又は戸別訪問による説明は、自らの責任と負担によって行ってください。ただし、特別の事情があると認められるときは、市に技術的支援を求めることができます。
- 説明会又は戸別訪問による説明の進め方がまじりましたら、様式第10号にその内容を記載し、関係資料(説明会又は戸別訪問による説明の用に説明の使用を予定する資料)とあわせて遅滞なく主管職又は室に提出してください。

様式第10号 (第16条関係)

説明会等着手届出書

年月日

桜川市長 様

住所
氏名 (印)
連絡先

桜川市土地利用基本条例(第22条第2項において準用する)第13条第2項の規定に基づき、次のとおりに届出をします。

措置の区分	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 戸別訪問による説明の実施 <input type="checkbox"/> その他 ()	
措置の対象とする関係住民の範囲		
説明会を開催する場合	1回目	年月日(曜日) 時分から (所在地)
	2回目	年月日(曜日) 時分から (所在地)
	3回目	年月日(曜日) 時分から (所在地)
説明会の周知の方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催の概要を記載した書面の送付 <input type="checkbox"/> 上記書面の閲覧板による配布 <input type="checkbox"/> その他 ()	
戸別訪問による説明を実施する場合は、その期間	年月日(曜日)から	年月日(曜日)まで
その他特記事項		

(備考)

- この届出書は、必要事項を記載の上、所定の添付資料(説明会又は戸別訪問による説明の際に使用する資料)とあわせて主管職又は室に提出してください。
- 協議申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名(法人にあっては代表者の氏名)の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 措置の区分は、該当するものに入ってください。
- 説明会の開催回数(3回未満である場合は1回目又は2回)の欄のみ記載し、3回を超える場合はその旨を特記事項の欄に記載してください。
- 説明会の周知の方法は、該当するものにチェックを入れてください。
- 必要事項又は添付資料に漏れや明白な錯誤などがあつた場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第11号（第16条関係）

説明会等実施結果報告書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

(印)

桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第13条第4項の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

事前に届出をした 事項の変更の有無		□ 変更有 □ 変更無		(変更の内容)	
説明会 を開催 した場 合	出席者の 延べ人数	協議申出者 延べ名	その他 合計	延べ 延べ	名 名
	関係住民 延べ名	関係住民 延べ名	合計	延べ	名
戸別訪問による説 明を実施した場合	関係住民からの意見の有無	□ 意見有 □ 意見無	訪問軒数(訪問の延べ回数)	軒(延べ回)	□ 意見有 □ 意見無
関係住民からの意 見の要旨					
上記意見への回答 及び今後の対応方 針					
その他特記事項	計画書の修正の有無	□ 修正有 □ 修正無			

(備考)

- この報告書は、必要事項を記載の上、関係資料（説明会又は戸別訪問による説明の際に使用した資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 協議申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することになります。
- 事前に届出した事項の変更の有無は、事前に提出した説明会等着手届出書の記載事項の変更の有無について、該当するものにチェックを入れてください。また、変更の場合には、あわせて変更の内容を記載してください。
- 関係住民からの意見の有無は、関係住民からの意見への対応に伴う立地行為の計画書の修正の有無について、該当するものにチェックを入れてください。
- 計画書の修正の有無は、関係住民からの意見の有無は、関係住民からの意見への対応に伴う立地行為の計画書の修正の有無について、該当するものにチェックを入れてください。
- 必要事項又は関係資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、報告書の提出が無効となるおそれがあります。

様式第12号（第17条関係）

立地行為の計画の案に対する異議申立書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
職業
連絡先

(年齢 歳) (印)

案件の概要	
意見の記入欄（意見の要旨を簡潔に記載してください。）	

個人情報 取扱いにつ いて	あなたの氏名、住所及び連絡先を相手方（立地行為の計画の案を作成した者）及び桜川市都市計画審議会に開示することに同意しますか？ <input type="checkbox"/> 同意する。 <input type="checkbox"/> 同意しない。
---------------------	--

(備考)

- この異議申立書は、年 月 日 () までに主管課又は室に郵送又は持参にて提出してください。
- 必要事項は漏れなく記載してください。ただし、氏名の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 個人情報取扱いについては、該当するものにチェックを入れてください。なお、チェックがない場合は、同意がないものとして取り扱われます。
- 異議申立書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。
- 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、異議申立書の提出が無効となるおそれがあります。

様式第13号（第17条関係）

異議申立てがあった旨の通知書

号 日
年 月 日
番 年 月 日

様

桜川市長

〔印〕

あなたが作成した立地行為の計画の案に関係資料を添えて公衆の縦覧に供したところ、異議申立書の提出がありましたので、桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第14条第3項の規定に基づき、次のとおりその要旨を通知します。

異議申立書の提出件数： 件

整理番号	異議申立ての要旨	異議申立人
1		(住所) (氏名) (連絡先)
2		(住所) (氏名) (連絡先)
3		(住所) (氏名) (連絡先)
4		(住所) (氏名) (連絡先)
5		(住所) (氏名) (連絡先)

（備考）
この通知を確認したら、上記異議申立ての要旨に対するあなたの見解を様式第14号に記載し、遅滞なく主管課又は室に提出してください。

様式第14号（第17条関係）

異議申立ての要旨に対する見解書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先
(印)

桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第14条第4項の規定に基づき、次のとおり異議申立ての要旨に対する見解を報告します。

整理番号	異議申立ての要旨に対する見解	計画案の修正
1		<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
2		<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
3		<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
4		<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
5		<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無

（備考）

- この見解書は、必要事項を記載の上、主管課又は室に提出してください。
- 協議申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することになります。
- 異議申立ての要旨に対する見解は、整理番号ごとに、異議申立てがあった旨の通知書に対応する内容を記載してください。
- 計画案の修正の欄は、異議申立てへの対応に伴う立地行為の計画案の修正の有無について、該当するものにチェックマークを入れてください。
- 見解書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。
- 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、見解書の提出が無効となるおそれがあります。

<p style="text-align: center;">様式第15号（第18条関係）</p> <h3 style="text-align: center;">技術的助言</h3> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日 号</p> <p style="text-align: right;">桜川市長 [印]</p> <p>桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第15条の規定に基づき、下記のとおり技術的助言をします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 技術的助言の趣旨</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2. 技術的助言の内容</p> <p>(1) _____</p> <p>(2) _____</p> <p>(3) _____</p> <p>(4) _____</p> <p>(5) _____</p> <p>3. 技術的助言の責任者</p> <p>(1) 部署名 _____</p> <p>(2) 担当名 _____</p> <p>(3) 連絡先 _____</p> <p>(備考) この技術的助言に従わないときは、桜川市土地利用基本条例第26条の規定による是正勧告の対象となります。</p>	<p style="text-align: center;">様式第16号（第19条関係）</p> <h3 style="text-align: center;">計画案修正届出書</h3> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">桜川市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 (印) 連絡先</p> <p>年 月 日付で立地調整協議の申出をした立地行為の計画の案を修正したので、桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第16条の規定に基づき、次のとおり届出をします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">修正事項</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">修正理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他特記事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(備考) 1. 立地行為の計画案を修正したときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付図書（修正後の立地行為の計画案）とあわせて主管理又は室に提出してください。 2. 協議申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 3. 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。 4. 修正事項及び修正理由は、立地行為の評画案を修正した箇所及び当該箇所を修正した理由をできるだけ具体的に記載してください。 5. 必要事項又は添付図書に漏れや明白な齟齬などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。</p>	修正事項		修正理由		その他特記事項					
修正事項											
修正理由											
その他特記事項											

様式第17号（第22条関係）

立地調整協議取下届出書

桜川市長 様

年 月 日

住所
氏名
連絡先

(印)

年 月 日付で申出をした立地調整協議を取り下げるので、桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

取 下 理 由	
その他特記事項	

(備 考)

- 立地調整協議を取り下げるときは、この届出書に必要事項を記載の上、主管課又は室に届出して下さい。
- 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載して下さい。
- 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 取下理由は、立地調整協議を取り下げ理由をできる限り具体的に記載してください。
- 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第18号（第23条関係）

立地調整協議を打ち切った旨の通知書

年 月 日付で申出のあった立地調整協議については、下記の理由によりこれを打ち切りましたので、桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第20条第2項本文の規定に基づき通知します。

桜川市長 [印]

記

理 由

(教 示)

- 立地調整協議の打ち切り（以下「処分」という。）について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に関り、桜川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分がなくなりますが、処分がなくなるときは、審査請求をすることができなくなります。
- 自分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決がなかった日）の翌日から起算して6ヶ月以内であり、桜川市（代表者：桜川市長）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決がなかったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しを提起することができなくなります。

様式第19号（第26条関係）

地位承継届出書

桜川市長 様

年 月 日

住所
氏名
連絡先
(印)

桜川市土地利用基本条例第23条第1項の規定により同条例（第22条第2項において準用する）第18条第1項の協議書に基づき地位を承継したので、次のおとり届出をします。

承継年月日	年 月 日	
承継の原因	【自然人の場合】 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他の一般承継	
	【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> その他の一般承継	
協議書の概要	調製日	年 月 日
	名義人 (被承継人)	【住所】 【氏名】 (続柄)
	協議書の適用を受ける土地の所在及び地番	
その他特記事項		

(備考)

1. 相続その他の一般承継により協議書に基づき地位を承継したときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付資料（自らが協議成立者の一般承継人であることを証する資料）とあわせて主管理又は室に提出してください。
2. 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができません。
4. 承継の原因は、該当するものにチェックを入れてください。
5. 調製日は、協議書が調製された日を記載してください。
6. 名義人（被承継人）は、協議書に記載されている協議成立者の住所及び氏名（法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載してください。なお、続柄は、届出者本人からみたら続柄を記載してください（法人にあっては続柄の記載は不要）。
7. 協議書の適用を受ける土地の所在及び地番は、漏れなく全て記載してください。
8. 必要事項又は添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第20号（第26条関係）

地位承継願出書

桜川市長 様

年 月 日

住所
氏名
連絡先
(印)

桜川市土地利用基本条例第23条第2項の規定により同条例（第22条第2項において準用する）第18条第1項の協議書に基づき地位を承継したいので、次のおとり願出をします。

承継を求め る理由	調製日	年 月 日
	名義人 (住所) 【氏名】 (続柄)	
協議書の概要		
協議書の適用を受ける土地の所在及び地番		
その他特記事項		

(備考)

1. この願出書は、必要事項を記載の上、所定の添付資料（協議成立者から協議書の適用を受ける土地又は建築物の所有権その他当該土地又は建築物を使用する権原を取得したことを証する資料）とあわせて主管理又は室に提出してください。
2. 願出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができません。
4. 承継を求めめる理由は、できる限り具体的に記載してください。
5. 調製日は、協議書が調製された日を記載してください。
6. 名義人は、協議書に記載されている協議成立者の住所及び氏名（法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載してください。なお、続柄は、願出者本人からみたら続柄を記載してください（法人にあっては続柄の記載は不要）。
7. 協議書の適用を受ける土地の所在及び地番は、漏れなく全て記載してください。
8. 必要事項又は添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、願出書の提出が無効となるおそれがあります。

様式第21号（第27条関係）

土地（建築物）取得届出書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

(印)

桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第18条第1項の協議書の適用を受ける土地（建築物）の所有権を取得したので、同条例第24条本文の規定に基づき、次のとおり届出をします。

物件の種類等	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 全部・ <input type="checkbox"/> 一部（共有の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 全部・ <input type="checkbox"/> 一部（共有の場合を含む。） <input type="checkbox"/> その他（ ）
取得年月日	年 月 日
取得した土地（建築物）の所在	
その他特記事項	

(備考)

- 協議書の適用を受ける土地又は建築物の所有権を取得したときは、この届出書に必要な事項を記載の上、所定の添付資料（協議成立者から協議書の適用を受ける土地又は建築物の所有権を取得したことを証する資料）とあわせて主管理課又は室に提出してください。ただし、既に協議書に基づき地位を承継しているときは、この限りではありません。
- 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができません。
- 物件の種類等は、所有権を取得した物件の種類及び当該所有権の状態について、該当するものにチェックを入れてください。
- 取得した土地（建築物）の所在は、土地にあつてはその所在及び地番を、建築物にあつてはその所在を漏れなく記載してください。
- 必要事項又は添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第22号（第27条関係）

教 示 書

番 年 月 日

様

桜川市長 [印]

あなたが取得した下記土地（建築物）は、桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第18条第1項の協議書の適用を受けているので、その旨を教示します。

あなたは、同条例第23条第2項の規定により所定の手続を経て当該協議書に基づき地位を承継することができます。

記

1. あなたが取得した土地（建築物）の所在

2. あなたが取得した土地（建築物）に適用されている協議書の内容

3. その他特記事項

【お問合せ先】

(名 称)

(所在地)

(連絡先)

様式第23号（第28条関係）

是正勧告書

年 月 日
番 年 月 日 号

様

桜川市長 [印]

桜川市土地利用基本条例第26条の規定に基づき、下記のとおり勧告する。
なお、この勧告に従わないときは、同条例第68条第1項の規定に基づき、その事実を公表することがある。

記

1. 是正勧告の趣旨

2. 是正勧告の内容

3. 是正の期限

年 月 日 ()

4. 是正勧告の責任者

- (1) 部署名 _____
- (2) 担当名 _____
- (3) 連絡先 _____

様式第24号（第30条関係）

法定協議事前届出書

年 月 日

桜川市長 様

住所 氏名 (印)
氏名 連絡先

桜川市土地利用基本条例第27条本文の規定に基づき、次のとおり法定協議の事前の届出をします。

開発予定地内に存する土地の所在及び地番	上記面積の合計 ㎡
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
用途地域	
予定建築物等の用途	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> 非自己用
計画戸数及び人口	戸 人
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
工事施行者	住所 氏名 (連絡先)

(備考)

1. この届出書は、必要事項を記載の上、所定の添付図書（法定協議に係る開発行為の計画案）とあわせて主管理又は室に提出してください。
2. 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。工事施行者の欄についても同様です。
3. 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができません。
4. 開発予定地とは、開発行為を予定する土地の区域のことです。
5. 開発予定地内に存する土地の所在及び地番は、漏れなく全て記載してください。また、あわせてそれらの面積の合計を記載してください。
6. 区域区分は、開発予定地が属するものにチェックを入れてください。
7. 予定建築物等の用途は、開発予定地内に予定建築物等が複数存することとなる場合、主要な予定建築物等の用途を記載してください。なお、自己居住用、自己業務用又は非自己用の欄は、該当するものにチェックを入れてください。
8. 必要事項又は添付図書に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第25号（第31条関係）

技術的助言

番 年 月 日
号

様

桜川市長 [印]

桜川市土地利用基本条例第28条の規定に基づき、下記のとおり技術的助言をします。

記

1. 技術的助言の趣旨

2. 技術的助言の内容

(1) _____
 (2) _____
 (3) _____
 (4) _____
 (5) _____

3. 技術的助言の責任者

(1) 部署名 _____
 (2) 担当名 _____
 (3) 連絡先 _____

(備考)

この技術的助言に従わないときは、桜川市土地利用基本条例第29条の規定による是正勧告の対象となります。

様式第26号（第32条関係）

是正勧告書

番 年 月 日
号

様

桜川市長 [印]

桜川市土地利用基本条例第29条の規定に基づき、下記のとおり勧告する。なお、この勧告に従わないときは、同条例第68条第1項の規定に基づき、その事実を公表することがある。

記

1. 是正勧告の趣旨

2. 是正勧告の内容

3. 是正の期限

年 月 日 ()

4. 是正勧告の責任者

(1) 部署名 _____
 (2) 担当名 _____
 (3) 連絡先 _____

様式第27号（第34条関係）

設計承認申請書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

(印)

桜川市土地利用基本条例（第34条第2項において準用する）第31条第1項の規定に基づき、次のとおり設計承認の申請をします。

特定土地利用行為に係る事業の名称		
工事施工区域内に存する土地の所在及び地番		
上記面積の合計		m ²
工区別の面積（工事	第1工区	m ²
施工区域を工区に分	第2工区	m ²
ける場合に限る。）	第3工区	m ²
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
工事施工者	住所 氏名	(連絡先)
設計者	住所 氏名	(連絡先)
その他特記事項		

- (備考)
- この申請書は、必要事項を記載の上、所定の添付書類（特定土地利用行為の設計案や当該特定土地利用行為を適正に施工するための必要な資力及び信用があることを証する資料など）とあわせて主管理又は審に提出してください。
 - 特定事業者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。工事施工者及び設計者の欄についても同様です。
 - 氏名（法人）にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができません。
 - 工事施工区域内に存する土地の所在及び地番は、漏れなく全て記載してください。また、あわせてそれらの面積の合計を記載してください。
 - 工区別の面積は、工事施工区域を工区に分ける場合に記載してください。なお、工区の数が3未満であるときは第1工区及び第2工区のみ記載し、3を超えるときはその旨を特記事項の欄に記載してください。
 - 必要事項又は添付書類に漏れや明白な錯誤などがある場合、申請書を受理することができないおそれがあります。

様式第28号（第34条関係）

設計承認通知書

年 月 日
番 年 月 日
号

様

桜川市長 [印]

年 月 日付で申請のあった特定土地利用行為の設計の案について、下記のとおり設計承認をいたしましたので、桜川市土地利用基本条例（第34条第2項において準用する）第31条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 特定土地利用行為に係る事業の名称
- 工事施工区域内に存する土地の所在及び地番
- 設計承認に付した条件

(教示)

- ア. この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内限り、桜川市長に対して審査請求をすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であり、審査請求をすることができ、審査請求を提出して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- イ. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内限り、桜川市長（代表者）を被告として提起することができ、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であり、この処分の日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第29号（第34条関係）

設計承認をすることができない旨の通知書

号
日
年 月 日
番 年 月 日

様

桜川市長 [印]

年 月 日付で申請のあった特定土地利用行為の設計の案については、下記の理由により設計承認をすることができませんので、その旨を通知します。

記

理由

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができず。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、桜川市（代表者：桜川市長）を被告として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第30号（第35条関係）

設計承認取下届出書

桜川市長 様
年 月 日

住所
氏名
連絡先
(印)

年 月 日付で行った設計承認の申請を取り下げたので、桜川市土地利用基本条例（第34条第2項において準用する）第33条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

取下理由	
その他特記事項	

(備考)

- 設計承認の申請を取り下げるときは、この届出書に必要事項を記載の上、主管課又は室に提出してください。
- 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 取下理由は、設計承認の申請を取り下げた理由をできる限り具体的に記載してください。
- 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第31号（第36条関係）

軽易変更届出書

桜川市長 様

年 月 日

住所
氏名
連絡先
(印)

特定土地利用行為の設計の案について軽易な変更をしたので、桜川市土地利用基本条例第34条第3項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

変更箇所	
変更理由	
その他特記事項	

(備考)

1. 設計承認を受けた特定土地利用行為の設計案について軽易な変更をしたときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付図書（変更後の特定土地利用行為の設計案）とあわせて主管理又は室に提出してください。
2. 承認事業者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 変更箇所及び変更理由は、特定土地利用行為の設計案を変更した箇所及び当該箇所を変更した理由をできる限り具体的に記載してください。
5. 必要事項又は添付図書に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第32号（第37条関係）

説明会等着手届出書

桜川市長 様

年 月 日

住所
氏名
連絡先
(印)

桜川市土地利用基本条例第35条第2項において準用する第13条第2項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

措置の区分	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 戸別訪問による説明の実施 <input type="checkbox"/> その他 ()	
措置の対象とする関係住民の範囲		
説明会を開催する場合	1回目	日時 年 月 日 (曜日) 時 分から 場所 (所在地)
	2回目	日時 年 月 日 (曜日) 時 分から 場所 (所在地)
	3回目	日時 年 月 日 (曜日) 時 分から 場所 (所在地)
説明会の周知の方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催の概要を記載した書面の送付 <input type="checkbox"/> 上記書面の回覧板による配布 <input type="checkbox"/> その他 ()	
戸別訪問による説明を実施する場合は、その期間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで	
その他特記事項		

(備考)

1. この届出書は、必要事項を記載の上、所定の添付資料（説明会又は戸別訪問による説明の際に使用する資料）とあわせて主管理又は室に提出してください。
2. 承認事業者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 措置の区分は、該当するものにチェックを入れてください。
5. 説明会の開催回数が3回未満である場合は1回目又は2回目の欄のみ記載し、3回を超える場合はその旨を特記事項の欄に記載してください。
6. 説明会の周知の方法は、該当するものにチェックを入れてください。
7. 必要事項又は添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第33号（第37条関係）

説明会等実施結果報告書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

(印)

桜川市土地利用基本条例第35条第2項において準用する第13条第4項の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

事前に届出をした事項の変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更有 <input type="checkbox"/> 変更無		(変更の内容)	
説明会を開催した場 合	出席者の延べ人数	延べ名	関係住民延べ名	延べ名
	現場従事者の延べ人数	延べ名	その他延べ名	延べ名
関係住民からの意見の有無	<input type="checkbox"/> 意見有 <input type="checkbox"/> 意見無		訪問軒数(訪問の延べ回数)	軒(延べ回)
戸別訪問による説明を実施した場合	<input type="checkbox"/> 意見有 <input type="checkbox"/> 意見無		関係住民からの意見の有無	<input type="checkbox"/> 意見有 <input type="checkbox"/> 意見無
関係住民からの意見の要旨				
上記意見への回答及び今後の対応方針				
針	設計案の変更の有無 <input type="checkbox"/> 変更有 <input type="checkbox"/> 変更無			
その他特記事項				

- (備考)
- この報告書は、必要事項を記載の上、関係資料(説明会又は戸別訪問による説明の際に使用した資料)とあわせて主管理課又は室に提出してください。
 - 承認事業者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - 氏名(法人にあっては代表者の氏名)の記載を自署で行う場合、押印を省略することができません。
 - 事前に届出をした事項の変更の有無は、事前に提出した説明会等着手届出書の記載事項の変更の有無について、該当するものに入力してください。
 - 関係住民からの意見の有無は、それぞれ該当するものに入力してください。
 - 設計案の修正の有無については、該当するものに入力してください。
 - 必要事項又は関係資料に漏れや明白な齟齬などがある場合、報告書の提出が無効となるおそれがあります。

様式第34号（第38条関係）

設計承認を受けている旨の証票

この工事は、桜川市土地利用基本条例の規定に基づく市長の承認を受けて施工しています。なお、下記の連絡先にご連絡をいただければ、工事の内容について、できる限りご説明します。

承認年月日・番号	年 月 日	番 号
事業の名称		
工事施工区域内に存する土地の所在及び地番		
工事施工区域の面積	㎡	
工区的面積	㎡	
承認事業者	(住所)	
	(氏名)	
	(連絡先)	
工事施工者	(住所)	
	(氏名)	
	(連絡先)	
工事の期間	年 月 日 (曜日) から	年 月 日 (曜日) まで
現場管理者の氏名		
設計を変更した箇所		

- (備考)
- この証票は、設計承認通知書等の記載事項から必要事項を転記して作成してください。なお、設計を変更した箇所の欄は、この証票の記載事項に係る設計変更があった場合にその旨を記載してください。
 - この証票は、工事着手日から検査済証の交付日までの間、公道からの出入口等関係住民が見易い場所に掲示してください。なお、この証票の掲示期間中、承認事業者及び工事施工者には、関係住民から工事の内容について説明を求められたとき、これに応答しなければならない旨の努力義務があります。
 - この証票の大きさは、縦40cm以上・横30cm以上を標準としてください。

様式第35号（第40条関係）

工事（中断・再開・廃止）届出書

桜川市長 様

年 月 日

住所
氏名
連絡先

(印)

特定土地利用行為に係る工事を（中断・再開・廃止）するので、桜川市土地利用基本条例第39条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

承認年月日・番号	年 月 日 ・ 番 号
事業の名称	
届出の区分	<input type="checkbox"/> 工事の中断 <input type="checkbox"/> 中断した工事の再開 <input type="checkbox"/> 工事の廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()
工事を中断する期間	年 月 日 から 年 月 日まで (日間)
工事（再開・廃止）期日	年 月 日
工事を（中断・再開・廃止）する理由	
その他特記事項	

(備考)

- 特定土地利用行為に係る工事を60日以上中断し、若しくはその工事を再開し、又は特定土地利用行為に係る工事を廃止しようとするときは、この届出書に必要事項を記載して主管理員又は窓口に提出してください。
- 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。なお、氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を省略することできます。
- 届出の区分は、該当するものにチェックを入れてください。
- 工事を中断する期間は、届出の区分が工事の再開である場合は工事を再開する期日を、工事の中断する期間として届け出た期日通りに工事を再開することできます。
- 工事（再開・廃止）期日は、届出の区分が工事の再開である場合は工事を再開する期日を、工事の中断する期間として届け出た期日通りに工事を再開することできます。
- 工事を（中断・再開・廃止）する理由は、できるだけ具体的に記載してください。
- 届出の区分が工事の中断又は工事の廃止である場合、特記事項として防災上必要対策の概要を記載してください。
- 必要事項又は添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第36号（第41条関係）

技術的助言

様

番 年 月 日
号

桜川市長 [印]

桜川市土地利用基本条例第40条の規定に基づき、下記のとおり技術的助言をします。

1. 技術的助言の趣旨

記

2. 技術的助言の内容

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

3. 技術的助言の責任者

- (1) 部署名
- (2) 担当名
- (3) 連絡先

(備考)

この技術的助言に従わないときは、桜川市土地利用基本条例第45条の規定による是正勧告の対象となることがあります。

様式第37号（第42条関係）

完了検査受検申出書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先
(印)

特定土地利用行為に係る工事が完了したので、桜川市土地利用基本条例第41条第2項の規定に基づき、次のとおり検査の受検の申出をします。

承認年月日・番号	年	月	日	番	号
事業の名称					
工事を完了した工事施工区域内又は工区（第 工区）内に存する土地の所在及び地番					
工事完了年月日	年	月	日		
検査の受検を希望する時期	第1候補	年	月	日	から
	第2候補	年	月	日	から
	第3候補	年	月	日	から
その他特記事項					
上記面積の合計	㎡				

(備考)

- 工事施工区域（当該工事施工区域を工区に分けたときは、その工区）の全部について特定土地利用行為に係る工事が完了したら、この受検申出書に必要事項を記載し、所定の添付資料（当該工事を適正に完了したことを証する資料）とあわせて主管課又は室に提出してください。
- 承認事業者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができません。
- 工事を完了した工事施工区域内又は工区内に存する土地の所在及び地番は、漏れなく全て記載してください。また、あわせてそれらの面積の合計を記載してください。
- 必要事項又は添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、受検申出書を受理することができないおそれがあります。

様式第38号（第42条関係）

特定土地利用行為に係る工事の検査済証

番 年 月 日

様

桜川市長 [印]

下記の特定土地利用行為に係る工事は、桜川市土地利用基本条例第41条第3項の規定による検査の結果、設計承認を受けた設計の内容（当該設計の変更に関し同条例第34条第1項の規定による承認を受け、又は同条例第3項の規定による届出をした部分については、当該変更後の設計の内容）に適合していると認められたので、その旨を証明します。

記

- 承認年月日・番号 年 月 日 ・ 番 号
- 特定土地利用行為に係る事業の名称
- 工事を完了した工事施工区域内又は工区（第 工区）内に存する土地の所在及び地番

4. 検査年月日 年 月 日

5. 立会人職氏名

(備考)

この検査済証は、再交付しませんので、大切に保管してください。

様式第39号（第43条関係）

地位承継届出書

桜川市長 様

年 月 日

住所
氏名
連絡先

(印)

桜川市土地利用基本条例第42条第1項の規定により設計承認（同条例第34条第1項の規定による承認及び同条第3項の規定による届出の効力を含む。）に基づき地位を承継したので、次のとおり届出をします。

承継年月日	年 月 日
承継の原因	【自然人の場合】 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他一般承継
	【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> その他一般承継
設計承認の概要	承認番号
	事業の名称 名宛人 (被承継人)
その他特記事項	年 月 日・番 号
	【住所】 【氏名】 (続柄)

(備考)

1. 相続その他の一般承継により設計承認（桜川市土地利用基本条例第34条第1項の規定による承認及び同条第3項の規定による届出の効力を含む。）に基づき地位を承継したときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付資料（自らが承継事業者の一般承継人であることを証する資料）とあわせて主管理又は室に提出してください。
2. 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 承継の原因は、該当するものにチェックを入れてください。
5. 承認番号及び事業の名称は、設計承認通知書の記載事項から転記してください。
6. 名宛人（被承継人）は、設計承認通知書に記載されている承継事業者の住所及び氏名（法人にあつてはその主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載してください。なお、続柄は、届出者本人からみれば続柄を記載してください（法人にあつては続柄の記載は不要）。
7. 必要事項又は添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第40号（第43条関係）

地位承継願出書

桜川市長 様

年 月 日

住所
氏名
連絡先

(印)

桜川市土地利用基本条例第42条第2項の規定により設計承認（同条例第34条第1項の規定による承認及び同条第3項の規定による届出の効力を含む。）に基づき地位を承継したいので、次のとおり願出をします。

承継を求め理由	承認番号
	事業の名称 名宛人 (続柄)
設計承認の概要	年 月 日・番 号
	【住所】 【氏名】 (続柄)
その他特記事項	

(備考)

1. この願出書は、必要事項を記載の上、所定の添付資料（承継事業者から工事施工区域内に存する土地の所有権その他の特定土地利用行為に係る工事を施工する権原を取得したことを証する資料など）とあわせて主管理又は室に提出してください。
2. 願出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
4. 承継を求め理由は、できる限り具体的に記載してください。
5. 承認番号及び事業の名称は、設計承認通知書の記載事項から転記してください。
6. 名宛人（承継人）は、設計承認通知書に記載されている承継事業者の住所及び氏名（法人にあつてはその主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載してください。なお、続柄は、願出者本人からみれば続柄を記載してください（法人にあつては続柄の記載は不要）。
7. 必要事項又は添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、願出書が無効となるおそれがあります。

様式第41号（第43条関係）

地位承継承諾書

番 年 月 日
号

様

桜川市長 [印]

年 月 日付で願出のあった下記の設計承認（桜川市土地利用基本条例第34条第1項の規定による承認及び同条第3項の規定による届出の効力を含む。）に基づく地位の承継について承諾します。

記

1. 承継年月日・番号
年 月 日 ・ 番 号
2. 特定土地利用行為に係る事業の名称
3. 工事施工区域内に存する土地の所在及び地番
4. 設計承認に付されている条件
5. その他特記事項

様式第42号（第44条関係）

要 請 書

番 年 月 日
号

様

桜川市長 [印]

桜川市土地利用基本条例第43条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請の趣旨

2. 要請の内容
(1) _____
(2) _____
(3) _____
(4) _____
(5) _____
3. 要請の責任者
(1) 部署名 _____
(2) 担当名 _____
(3) 連絡先 _____

(備 考)
この要請に従わないときは、桜川市土地利用基本条例第45条の規定による是正勧告の対象となります。

様式第43号（第45条関係）

（表）

立入調査身分証明書		番号
職氏名		
生年月日	年 月 日	
上記の者が桜川市土地利用基本条例第44条に定める立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日		
桜川市長		[印]

（裏）

注意事項
1. この身分証明書は、立入調査中携帯し、関係者から提示を求められたときは、これに応ずること。
2. この身分証明書は、他人に貸与してはならない。
3. この身分証明書の有効期限は、年 月 日（ ）とする。

様式第44号（第46条関係）

是正勧告書

様
番 年 月 日 号

桜川市長 [印]

桜川市土地利用基本条例第45条の規定に基づき、下記のとおり勧告する。
なお、この勧告に従わないときは、同条例第46条第1項の規定による命令及び同条例第68条第1項の規定による公表の対象となることがある。

記

1. 是正勧告の趣旨

2. 是正勧告の内容

3. 是正の期限

年 月 日（ ）

4. 是正勧告の責任者

(1) 部署名

(2) 担当名

(3) 連絡先

様式第45号（第47条関係）

是正命令書

様
 年 月 日
 番 年 月 日
 号

桜川市長 [印]

桜川市土地利用基本条例第46条第1項の規定に基づき、下記のとおり命ずる。なお、この命令に従わないときは、同条例第68条第1項の規定に基づき、その事実を公表することがある。

記

1. 是正命令の内容

2. 是正命令の理由

3. 猶予期限

年 月 日 ()

(教 示)

ア. この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

イ. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、桜川市（代表者：桜川市長）を被告として提起することができ、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の訴えを提起することができなくなる。

様式第46号（第47条関係）

是正命令事前通告書

様
 年 月 日
 番 年 月 日
 号

桜川市長 [印]

桜川市土地利用基本条例第46条第1項の規定による命令を予定しているの
 で、同条第2項本文の規定に基づき、下記のとおり事前の通告をします。

記

1. 予定する是正命令の内容

2. 予定する是正命令の原因となる事実

3. 弁明書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 年 月 日 ()

(2) 提出先 (名称) 桜川市役所 部 課
 (所在地) 〒 ー
 (連絡先)

(教 示)

ア. あなたは、上記1及び2の記載事項（予定される是正命令の内容とその原因となる事実）について弁明があるときは、上記3の提出期限までに桜川市長に対して弁明書を提出することができ、この提出期限までに提出することができず、

イ. 弁明書は、様式第47号を使用してください。

ウ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができ、

エ. 弁明書の内容に正当な理由がある認められた場合、予定する是正命令が中止されることがあります。

様式第47号（第47条関係）

予定される是正命令に対する弁明書

年 月 日

桜川市長 様

住 所

氏 名 (年齢 歳) (印)

職 業

連絡先

次のとおり是正命令の中止（変更）を求めます。

1. 弁明の趣旨（該当するものにチェックを入れてください。）

- 是正命令の原因となる事実がない。
 是正命令の原因となる事実には誤りがある。
 その他（ ）

2. 記入欄（弁明の内容をできる限り具体的に簡潔に記載してください。）

(備考)

- ア. この弁明書は、年 月 日（ ）までに主管課又は室に郵送又は持参にて提出してください。
 イ. 法人の場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を、職業は事業概要をそれぞれ記載してください。なお、法人の場合、年齢の記載は不要です。
 ウ. 必要事項は漏れなく記載してください。ただし、氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
 エ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。
 オ. 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、弁明書の提出が無効となるおそれがあります。
 カ. 弁明の内容に正当な理由があると認められた場合、予定される是正命令が中止される場合があります。

様式第48号（第47条関係）

是正命令を中止した旨の通知書

年 月 日
番 年 月 日

様

桜川市長 [印]

年 月 日付第 号で事前の通告をした是正命令については、年 月 日付で提出のあった弁明書の内容を十分に参酌し、中止することとしましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 中止することとした是正命令の内容

2. 是正命令を中止することとした理由

3. その他特記事項

様式第49号（第48条関係）

土地利用協定立会申出書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

(印)

桜川市土地利用基本条例第47条の定めるところにより、次の土地利用協定の立会人となることを求めます。

土地利用協定の名称	<input type="checkbox"/> 土地利用の保全 <input type="checkbox"/> 土地利用の改善 <input type="checkbox"/> その他 ()
協定の趣旨	
協定の締結日	年 月 日
協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで (自動更新規定の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)
協定当 事者	市民（筆頭者又 代表者） (住所) (氏名) (連絡先)
	事業者（筆頭者 又は代表者） (主たる事務所の所在地) (氏名) (連絡先)
その他特記事項	

(備考)

- この申出書は、必要事項を記載の上、協定書及び当該協定書が真正なものであることを証する資料とあわせて主管理又は室に提出してください。
- 申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することできます。
- 協定の趣旨は、該当するものにチェックを入れてください。
- 自動更新規定の有無の欄は、有効期間満了時に協定が自動的に更新される旨の規定の有無について、該当するものにチェックを入れてください。
- 協定当事者は、市民又は事業者が複数あるときはそれぞれ別の筆頭者（協定書の筆頭に氏名が記載されている者）を記載してください。ただし、市民又は事業者が団体を構成しているときはそれぞれ代表者を記載してください。
- 必要事項又は添付書類に漏れや明白な錯誤などがある場合、申出書を受理することができないおそれがあります。

様式第50号（第49条関係）

土地利用協定変更（廃止）届出書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

(印)

年 月 日付で締結した土地利用協定の内容の変更（廃止）をしたので、桜川市土地利用基本条例第49条本文の規定に基づき、次のとおり届出をします。

土地利用協定の名称	
届出の区分	<input type="checkbox"/> 内容の変更 (回目) <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()
変更締結（廃止）日	年 月 日
変更箇所（内容の変更をした場合に限る。）	
変更（廃止）理由	
その他特記事項	

(備考)

- 市長を立会人とした土地利用協定の内容を変更し、又はこれを廃止したときは、この届出書に必要な事項を記載の上、所定の添付資料（土地利用協定の内容を変更し、又はこれを適正に廃止したことを証する資料）とあわせて主管理又は室に提出してください。ただし、当該変更後の協定について桜川市土地利用基本条例第47条に定める手続を経て市長を立会人として行っているときは、この限りではありません。
- 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあつては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することできます。
- 届出の区分は、該当するものにチェックを入れてください。
- 変更箇所は、届出の区分が内容の変更である場合に、土地利用協定の内容を変更した箇所をできる限り具体的に記載してください。
- 変更（廃止）理由は、届出の区分が内容の変更である場合は変更理由を、廃止である場合は廃止理由をそれぞれ漏れや明白な錯誤などに記載してください。
- 必要事項又は添付資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

<p style="text-align: center;">様式第51号（第50条関係）</p> <p style="text-align: center;">技 術 的 助 言</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">番 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">桜川市長 [印]</p> <p style="text-align: center;">桜川市土地利用基本条例第50条の規定に基づき、下記のとおりに技術的助言をします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 技術的助言の趣旨</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2. 技術的助言の内容</p> <p>(1) _____</p> <p>(2) _____</p> <p>(3) _____</p> <p>(4) _____</p> <p>(5) _____</p> <p>3. 技術的助言の責任者</p> <p>(1) 部署名 _____</p> <p>(2) 担当名 _____</p> <p>(3) 連絡先 _____</p>	<p style="text-align: center;">様式第52号（第54条関係）</p> <p style="text-align: center;">計 画 認 可 申 請 書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">桜川市長</p> <p style="text-align: center;">団体の名称</p> <p style="text-align: center;">主たる事務所の所在地</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">連絡先</p> <p style="text-align: center;">(印)</p> <p>桜川市土地利用基本条例（第60条第2項において準用する）第54条第1項の規定に基づき、次のとおり計画認可の申請をします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>まちづくりの目標の趣旨</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>活動又は事業の概要</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>主たる対象とする地域</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 市域の全部 <input type="checkbox"/> 市域の一部（地域の名称： _____） </td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>年 月 日</td> <td>から</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>その他特記事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(備 考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この申請書は、必要事項を記載の上、所定の添付書類（まちづくり実施計画案や申請書が資格要件に該当することを証する資料など）とあわせて主管理又は室に提出してください。 2. 代表者の氏名の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。 3. 計画の名称は、まちづくり実施計画案の名称を記載してください。 4. まちづくりの目標の趣旨は、まちづくり実施計画案の記載事項（作成主体たる団体のまちづくりの目標）の要旨を簡潔かつ明瞭に記載してください。 5. 活動又は事業の概要は、まちづくり実施計画案の記載事項（まちづくりの目標を達成するために作成主体たる団体の実施する活動又は事業の内容）の概要を簡潔かつ明瞭に記載してください。 6. 主たる対象とする土地の区域は、まちづくり実施計画案の主たる対象となる土地の区域について、該当するものにチェックを入れてください。また、主たる対象となる地域が市域の一部である場合は、あわせて当該地域の名称を記載してください。 7. 計画期間は、まちづくり実施計画案の記載事項から転記してください。 8. 必要事項又は添付書類に漏れや明白な錯誤などがある場合、申請書を受理することができないおそれがあります。 	計画の名称				まちづくりの目標の趣旨				活動又は事業の概要				主たる対象とする地域	<input type="checkbox"/> 市域の全部 <input type="checkbox"/> 市域の一部（地域の名称： _____）			計画期間	年 月 日	から	年 月 日	その他特記事項			
計画の名称																									
まちづくりの目標の趣旨																									
活動又は事業の概要																									
主たる対象とする地域	<input type="checkbox"/> 市域の全部 <input type="checkbox"/> 市域の一部（地域の名称： _____）																								
計画期間	年 月 日	から	年 月 日																						
その他特記事項																									

様式第53号（第54条関係）

計 画 認 可 通 知 書

番 年 月 日
 号

様

桜川市長
 [印]

年 月 日付で申請のあったまちづくり実施計画の案について、
 下記のとおり計画認可をいたしましたので、桜川市土地利用基本条例（第60条第
 2項において準用する）第54条第4項の規定に基づき通知します。

記

1. まちづくり実施計画の名称
2. 認可まちづくり団体の名称
3. 計画認可に付した条件

(教 示)

ア. この処分に不服がある場合は、この処分があった日の翌日から起算して
 3ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この
 処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の
 日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなりま
 す。

イ. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした
 場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日（アの審査請求をした
 場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して6
 ケ月以内に限り、桜川市長（代表者：桜川市長）を被告として提起することができま
 す。ただし、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審
 査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であ
 りても、この処分の日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）
 の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することがで
 きなくなりません。

様式第54号（第54条関係）

計 画 認 可 を す る こ と が で き な い 旨 の 通 知 書

番 年 月 日
 号

様

桜川市長
 [印]

年 月 日付で申請のあったまちづくり実施計画の案について
 は、下記の理由により計画認可をすることができませんでしたので、その旨を
 通知します。

記

理 由

(教 示)

1. この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
 3ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この
 処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の
 日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなりま
 す。

2. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした
 場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日（1の審査請求をした
 場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して6
 ケ月以内に限り、桜川市長（代表者：桜川市長）を被告として提起することができま
 す。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審
 査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であ
 りても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）
 の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することがで
 きなくなりません。

様式第55号（第55条関係）

計画認可取下届出書

桜川市長 様

年 月 日

団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

連絡先

(印)

年 月 日付で行った計画認可の申請を取り下げるので、桜川市土地利用基本条例（第60条第2項において準用する）第57条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

取下理由	
その他特記事項	

(備考)

1. 計画認可の申請を取り下げるときは、この届出書に必要事項を記載の上、主管課又は室に提出してください。
2. 代表者の氏名の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
3. 取下理由は、計画認可の申請を取り下げる理由をできる限り具体的に記載してください。
4. 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第56号（第57条関係）

軽易変更届出書

桜川市長 様

年 月 日

認可まちづくり団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

連絡先

(印)

まちづくり実施計画の内容について軽易な変更をしたので、桜川市土地利用基本条例第60条第3項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

変更箇所	
変更理由	
その他特記事項	

(備考)

1. まちづくり実施計画の内容について軽易な変更をしたときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付図書（変更後のまちづくり実施計画）とあわせて主管課又は室に提出してください。
2. 代表者の氏名の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
3. 変更箇所及び変更理由は、まちづくり実施計画の内容を変更した箇所及び当該箇所を変更した理由をできる限り具体的に記載してください。
4. 必要事項又は添付図書に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第 57 号 (第 58 条関係)

まちづくり実施計画廃止届出書

桜川市長 様

年 月 日

認可まちづくり団体の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名
連絡先

(印)

まちづくり実施計画を廃止するので、桜川市土地利用基本条例第 61 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

認可年月日・番号	年 月 日 ・ 番 号
計画の名称	
計画廃止(予定)期日	年 月 日
計画を廃止する理由	
その他特記事項	

(備考)

1. まちづくり実施計画を廃止するときは、この届出書に必要な事項を記載の上、主管課又は室に提出してください。
2. 代表者の氏名の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
3. 計画廃止(予定)期日は、計画を廃止しようとする期日又は計画を廃止した期日のいずれかを記載してください。
4. 計画を廃止する理由は、まちづくり実施計画を廃止する理由をできる限り具体的に記載してください。
5. 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

様式第 58 号 (第 59 条関係)

技術的助言

様
番 年 月 日

桜川市長 [印]

桜川市土地利用基本条例第 62 条の規定に基づき、下記のとおり技術的助言をします。

記

1. 技術的助言の趣旨

2. 技術的助言の内容

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____
- (4) _____
- (5) _____

3. 技術的助言の責任者

- (1) 部署名 _____
- (2) 担当名 _____
- (3) 連絡先 _____

(備考)

この技術的助言に従わないときは、桜川市土地利用基本条例第 63 条の規定による是正勧告の対象となることがあります。

<p style="text-align: center;">様式第59号（第60条関係）</p> <h2 style="text-align: center;">是正勧告書</h2> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">[印]</p> <p style="text-align: center;">桜川市長</p> <p>桜川市土地利用基本条例第63条の規定に基づき、下記のとおり勧告する。なお、この勧告に従わないときは、同条例第64条第1項の規定による命令及び同条例第65条第1項の規定による計画認可の取消し又は撤回の対象となることがある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 是正勧告の趣旨</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2. 是正勧告の内容</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p style="text-align: center;">様式第60号（第61条関係）</p> <h2 style="text-align: center;">是正命令書</h2> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">[印]</p> <p style="text-align: center;">桜川市長</p> <p>桜川市土地利用基本条例第64条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。なお、この命令に従わないときは、同条例第65条第1項の規定に基づき、計画認可の取消し又は撤回を行うことがある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 是正命令の内容</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2. 是正命令の理由</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>3. 猶予期限</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 ()</p> <p>(教示)</p> <p>ア. この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内限り、桜川市長に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>イ. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して6ヶ月以内限り、桜川市（代表者：桜川市長）を被告として提起することが出来ます。ただし、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>
--	---

様式第61号（第61条関係）

是正命令事前通告書

様
番 年 月 日
号

桜川市長 [印]

桜川市土地利用基本条例第64条第1項の規定による命令を予定しているの
で、同条例第2項において準用する同条例第46条第2項本文の規定に基づき、
下記のとおり事前の通告をします。

記

1. 予定する是正命令の内容

2. 予定する是正命令の原因となる事実

3. 弁明書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 年 月 日 ()

(2) 提出先 (名称) 桜川市役所 部 課

(所在地) 〒

(連絡先)

(教示)

ア. あなたは、上記1及び2の記載事項（予定される是正命令の内容とその原因となる事実）について弁明があるときは、上記3の提出期限までに桜川市長に対して弁明書を提出することができます。

イ. 弁明書は、様式第62号を使用してください。

ウ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。
エ. 弁明書の内容に正当な理由がある場合、予定する是正命令が中止される
ことがあります。

様式第62号（第61条関係）

予定される是正命令に対する弁明書

年 月 日

桜川市長 様

認可まちづくり団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名 (年齢 歳) (印)

連絡先

次のとおり是正命令の中止（変更）を求めます。

1. 弁明の趣旨（該当するものにチェックを入れてください。）

- 是正命令の原因となる事実がない。
 是正命令の原因となる事実がある。
 その他 ()

2. 記入欄（弁明の内容をできるだけ具体的に簡潔に記載してください。）

(備考)

ア. この弁明書は、年 月 日 () までに主管課又は室に郵送又は持参にて提出してください。

イ. 必要事項は漏れなく記載してください。ただし、代表者の氏名の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。

ウ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。

エ. 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、弁明書の提出が無効となるおそれがあります。

オ. 弁明書の内容に正当な理由がある場合、予定される是正命令が中止される
ことがあります。

<p style="text-align: center;">様式第63号（第61条関係）</p> <p style="text-align: center;">是正命令を中止した旨の通知書</p> <p style="text-align: right;">様 番 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">桜川市長 [印]</p> <p>年 月 日付第 号で事前の通告をした是正命令については、年 月 日付で提出のあった弁明書の内容を十分に参酌し、中止することとしましたので、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 中止することとした是正命令の内容</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2. 是正命令を中止することとした理由</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>3. その他特記事項</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p style="text-align: center;">様式第64号（第62条関係）</p> <p style="text-align: center;">計画認可取消し（撤回）事前通告書</p> <p style="text-align: right;">様 番 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">桜川市長 [印]</p> <p>桜川市土地利用基本条例第65条第1項の規定による計画認可の取消し（撤回）を予定しているもので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり事前の通告をします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 計画認可の取消し（撤回）を予定する計画</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 認可年月日・番号</p> <p>2. 計画認可の取消し（撤回）の原因となる事実</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>3. 聴 聞</p> <p>(1) 期 日 年 月 日 () 時 分 から</p> <p>(2) 場 所 (名称) (所在地)</p> <p>(3) 事務局 (名称) 桜川市役所 部 課</p> <p style="text-align: center;">(所在地) 〒 (連絡先)</p> <p>(教 示)</p> <p>ア. あなたは、上記の聴聞に出頭して意見を述べ、又は聴聞への出頭に代えて自らの意見を記載した陳述書を提出することができます。</p> <p>イ. あなたは、聴聞に際して、自己に有利な証拠その他の資料を提出することができます。</p> <p>ウ. あなたは、聴聞が終結するまでの間、計画認可の取消し（撤回）の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p> <p>エ. あなたは、委任状によって代理人を選任することができます。</p> <p>オ. あなた及び代理人以外に聴聞主宰者に対して許可の申請を行う必要があります。聴聞主宰者の許可なくあなた及び代理人以外の者が聴聞に参加することはできません。</p> <p>カ. 聴聞の期日は、通知の上、変更することがあります。</p>
---	--

<p style="text-align: center;">様式第 6 5 号（第 6 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">計画認可取消し（撤回）通知書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;"> 番 年 月 日 様 </p> <p style="text-align: right;">桜川市長 [印]</p> <p>桜川市土地利用基本条例第 6 5 条第 1 項の規定により貴団体に係る計画認可の取消し（撤回）をしたので、同条第 4 項本文の規定に基づき、下記のとおり通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 計画認可の取消し（撤回）をした計画 (1) 名称 (2) 認可年月日・番号</p> <p>2. 計画認可の取消し（撤回）に至った理由</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p style="text-align: center;">様式第 6 6 号（第 6 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">計画認可の取消し（撤回）を中止した旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;"> 番 年 月 日 様 </p> <p style="text-align: right;">桜川市長 [印]</p> <p>号で事前の通告をした計画認可の取消し（撤回）については、年 月 日に開催した懇談の結果を十分に参酌し、中止することとしましたので、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 計画認可の取消し（撤回）を中止することとした計画 (1) 名称 (2) 認可年月日・番号</p> <p>2. 計画認可の取消し（撤回）を中止することとした理由</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>3. その他特記事項</p> <hr/> <hr/> <hr/>
---	--

(教 示)

ア. この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

イ. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 ヶ月以内に限り、桜川市（代表者：桜川市長）を被告として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 ヶ月以内であっても、この処分の日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<p style="text-align: center;">様式第67号（第64条関係）</p> <p style="text-align: center;">要 請 書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">桜川市長 [印]</p> <p>桜川市土地利用基本条例第67条第2項の規定に基づき、下記のとおり情報の供与を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 供与を求める情報</p> <p>(1) _____</p> <p>(2) _____</p> <p>(3) _____</p> <p>(4) _____</p> <p>(5) _____</p> <p>2. 供与を求める理由及び利用の目的</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3. 情報管理責任者</p> <p>(1) 部署名 _____</p> <p>(2) 担当名 _____</p> <p>(3) 連絡先 _____</p>	<p style="text-align: center;">様式第68号（第65条関係）</p> <p style="text-align: center;">情報の公表に関する事前通告書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">桜川市長 [印]</p> <p>桜川市土地利用基本条例第68条第1項の規定による公表を予定しているの で、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり事前の通告をします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 予定する公表の内容</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2. 予定する公表の原因となる事実</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3. 弁明書の提出期限及び提出先</p> <p>(1) 提出期限 年 月 日 ()</p> <p>(2) 提出先 (名称) 桜川市役所 部 課 (所在地) 〒 - (連絡先)</p> <p>(教 示)</p> <p>ア. あなたは、上記1及び2の記載事項（予定される公表の内容とその原因となる事実） について弁明があるときは、上記3の提出期限までに桜川市長に対して弁明書を提出 することができます。</p> <p>イ. 弁明書は、様式第69号を使用してください。</p> <p>ウ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。</p> <p>エ. 弁明書の内容に正当な理由があると認められた場合、予定する情報の公表が中止され ることがあります。</p>
--	---

様式第 69 号 (第 65 条関係)

予定される情報の公表に対する弁明書

年 月 日

桜川市長 様

住 所

氏 名 (年齢 歳) (印)

職 業

連絡先

次のとおり公表の中止 (変更) を求めます。

1. 弁明の趣旨 (該当するものにチェックを入れてください。)

 公表の原因となる事実がない。 公表の原因となる事実に関りがある。 その他 ()

2. 記入欄 (弁明の内容をできる限り具体的かつ簡潔に記載してください。)

(備考)

ア. この弁明書は、年 月 日 () までに主管課又は室に郵送又は持参にて提出してください。

イ. 法人の場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を、職業は事業概要をそれぞれ記載してください。なお、法人の場合、年齢の記載は不要です。

ウ. 必要事項は漏れなく記載してください。ただし、氏名 (法人にあっては代表者の氏名) の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。

エ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。

オ. 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、弁明書の提出が無効となるおそれがあります。

カ. 弁明の内容に正当な理由があると認められた場合、予定される情報の公表が中止される場合があります。

様式第 70 号 (第 65 条関係)

情報の公表を中止した旨の通知書

年 月 日

様

桜川市長 [印]

年 月 日付第 号で事前の通告をした情報の公表については、年 月 日付で提出のあった弁明書の内容を十分に参酌し、中止することとしましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 中止することとした公表の内容

2. 公表を中止することとした理由

3. その他特記事項

様式第71号（第66条関係）

申出（申請）を受理することができない旨の通知書

号
日
番
年
月

様

桜川市長 [印]

年 月 日付で提出のあった _____ については、下記の理由によりこれを受理することができませんので、その旨を通知します。

記

理由

（教 示）

1. この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができず。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
2. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、桜川市（代表者：桜川市長）を被告として提起することができず。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

区長会議及び地域別説明会の概要

会議区分	開 催 日 時 等			出席者数
区長会議	日 時	平成30年6月 1日 (金) 13:30-15:30		95人
	会 場	桜川市大和ふれあいセンター「シトラス」大ホール		
地域別説明会	岩瀬地域	日 時	第1回 平成30年6月 2日 (土) 10:00-11:30	10人
		日 時	第2回 平成30年6月 2日 (土) 14:00-15:30	5人
		日 時	第3回 平成30年6月 10日 (日) 10:00-11:30	14人
	会 場	桜川市役所岩瀬庁舎2階 大会議室		
	真壁地域	日 時	第1回 平成30年6月 3日 (日) 10:00-11:30	4人
		日 時	第2回 平成30年6月 3日 (日) 14:00-15:30	3人
		日 時	第3回 平成30年6月 10日 (日) 14:00-15:30	2人
	会 場	桜川市役所真壁庁舎1階 大会議室		
	大和地域	日 時	第1回 平成30年6月 9日 (土) 10:00-11:30	9人
		日 時	第2回 平成30年6月 9日 (土) 14:00-15:30	2人
	会 場	桜川市大和中央公民館2階 大会議室		
	合 計 (延 べ 人 数)			



地域別説明会 (1)



地域別説明会 (2)



地域別説明会 (3)



地域別説明会 (4)

県関係機関との調整会議の概要

名 称	桜川市田園都市づくりマスタープラン調整会議			
参 集 範 囲	政 策 企 画 部	計画推進課（旧：企画課）		
		地域振興課（旧：地域計画課）		
		水・土地計画課		
		交 通 局	交通政策課	
	県民生活環境部	自然環境課（旧：環境政策課）		
	産 業 戦 略 部	立地推進局	産業基盤課（旧：事業推進課）	
	農 林 水 産 部	農業政策課		
		農 地 局	農村計画課	
	土 木 部	道路建設課		
		道路維持課		
		河川課		
		都 市 局	都市計画課	
			都市整備課	
			下水道課	
建築指導課				
出 先 機 関	県西県民センター建築指導課			
	筑西土木事務所道路整備課			
事 務 局	桜川市建設部都市整備課			
設置根拠	—			
開催区分	第 1 回	日 時	平成30年7月 5日（木） 13：30－15：30	
		場 所	茨城県庁行政棟10階 政策企画部会議室	
	第 2 回	日 時	平成30年7月20日（金） 10：30－12：00	
		場 所	茨城県庁行政棟20階 土木部会議室	
摘 要	桜川市が主催する任意の調整会議			

パブリックコメントの結果

名 称	「桜川市田園都市づくりマスタープランの策定」に対するパブリックコメント	
意見公募期間	平成30年8月17日（金）－9月17日（月）	
該 当 箇 所	提出された意見の概要	意見に対する桜川市の考え方
全 般	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来都市（地域社会像） 高齢者や子育て世代が車に頼らなくても済む串団子社会づくり ○ 土地利用体系 緑豊かで住み良い地域づくりに合う土地は、桜川市のほぼ中央に位置している小高く景観の良い羽田山周辺を整備する。 ○ コンセプト「夢・感謝・成長」 	承ったご意見の趣旨は本市が考える田園都市づくりの理念と合致するものであり、ご意見の内容をマスタープランに反映することができないか適宜検討してまいります。
桜川・筑西 I C周辺地区 関 係	桜川・筑西I C周辺地区については、大幅な人口減少が予測されるなかで、何故、住宅も含めた新たなまちづくりが必要なのですか？	桜川・筑西I C周辺地区は、北関東自動車道をはじめとする広域交通ネットワークの結節点に在り、高度な医療、福祉、商業等の施設を誘致し、市民全般に都市的なサービスを提供するために最も合理的な位置特性をもっています。また、それらの施設の集積により魅力が高まることが予測される同地区において住宅地を整備することで、市の定住人口の維持にも寄与できると考えております。
	桜川・筑西I C周辺地区に新たに整備される親水型都市公園は、何故、案のような位置となったのですか？	桜川・筑西I C周辺地区の地形等を考慮し、親水機能と調整池機能を兼ね備えた都市公園として相応しい位置を選定しました。
	調整池を市が整備するということは、桜川・筑西I C周辺地区については、ショッピングセンターの敷地等も含めて全て市が開発するということですか？	桜川・筑西I C周辺地区における複合都市拠点の形成に関する本市の役割はインフラの整備であり、親水機能と調整池機能を兼ね備えた都市公園の整備はその一環です。ショッピングセンターの敷地等は、民間事業者が開発するものであると考えております。
そ の 他	市民が望む、身近で生活に直結するようなまちづくりを進めてください。	引き続き、市民が望むまちづくりの推進に努めてまいります。

桜川市田園都市づくりマスタープラン策定委員会の概要

名 称	桜川市田園都市づくりマスタープラン策定委員会		
委 員 名 簿	役 職	氏 名	備 考（任命区分等）
	委員長	大村 謙二郎	優れた学識経験を有する者 （筑波大学名誉教授）
	委 員	飯田 直彦	優れた学識経験を有する者 （日本建築構造技術者協会常務理事）
	委 員	石井 儀光	優れた学識経験を有する者 （国土交通省国土技術政策総合研究所都市開発研究室長）
	副委員長	潮田 新正	市議会議員 （建設経済常任委員会委員長）
	委 員	菊池 伸浩	市議会議員 （文教厚生常任委員会委員）
	委 員	武井 久司	市議会議員 （建設経済常任委員会委員）
	委 員	稲葉 則夫	農業委員会会長
	委 員	武村 実	都市計画審議会会長
	委 員	師岡 佳代子	都市計画審議会委員
	委 員	石島 隆	景観審議会委員
	委 員	石井 省三	環境審議会委員
	委 員	高橋 達也	その他市長が必要と認める者 （区長会連合会会長）
	幹 事	桜川市建設部長	
事 務 局	桜川市建設部都市整備課		
設 置 根 拠	○ 桜川市土地利用基本条例（平成30年条例第33号） ○ 桜川市田園都市づくりマスタープラン策定委員会設置要綱 （平成30年告示第80号）		
開 催 日 時	平成31年2月25日（月）14:00-15:30		
開 催 場 所	桜川市役所大和庁舎3階 大会議室		
成 果 物	桜川市田園都市づくりマスタープラン（平成31年2月27日）		
摘 要	○ 桜川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の全部改正により「桜川市都市計画マスタープラン策定委員会」を桜川市土地利用基本条例の規定による合議制の機関として改組したもの ○ 委員名簿（備考中の職名を含む。）は、会議設立当初のもの		

桜川市田園都市づくりマスタープラン策定委員会設置要綱

平成30年6月18日
告示第80号

桜川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱（平成22年桜川市告示第75号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 都市と農村との健全な調和を図りつつ、市の行政区域（以下「市域」という。）の適正かつ合理的な利用を確保するため、桜川市土地利用基本条例（平成30年桜川市条例第33号）第6条第4項に規定する合議制の機関として桜川市田園都市づくりマスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定又は改定に関する事項
- (2) 桜川市土地利用基本条例第6条第1項に規定する土地利用基本計画の策定又は改定に関する事項
- (3) その他市長が市域の適正かつ合理的な利用を確保するために必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員7人以上15人以内をもって組織する。

- (1) 優れた学識経験を有する者
 - (2) 市議会議員
 - (3) 農業委員会委員
 - (4) 都市計画審議会委員又はこれに準ずる地位にある者
 - (5) 景観審議会委員又はこれに準ずる地位にある者
 - (6) 環境審議会委員又はこれに準ずる地位にある者
 - (7) その他市長が特に必要と認める者
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求めることができる。

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議又は委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

（制度設計部会）

第6条 第2条各号に掲げる事項の制度設計の作業に当たらせるため、委員会に制度設計部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員（委員長又は副委員長が同号に掲げる者につき任命された委員であるときは、これらの者を含む。）をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で定める。

（幹事）

第7条 委員会に、幹事を置く。

2 幹事は、建設部長とする。

3 幹事は、委員長の命を受け、会務を処理する。

（答申）

第8条 委員会は、第2条各号に掲げる事項の調査審議が終了したときは、その結果を市長に答申しなければならない。

（任期）

第9条 委員の任期は、前条の規定による答申が終了したときまでとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、都市整備課で処理する。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

桜田都諮問 第1号

桜川市田園都市づくりマスタープラン策定委員会 御中

桜川市田園都市づくりマスタープランの策定について、貴委員会の答申を賜りたく、桜川市土地利用基本条例（平成30年桜川市条例第33号）第6条第4項の規定に基づき、ここに諮問します。

平成31年 2月 1日

桜川市長 大塚 秀喜

答 申 書

桜田都委 第 1 号
平成 31 年 2 月 25 日

桜川市長 大塚 秀喜 殿

桜川市田園都市づくりマスタープラン策定委員会
委員長 大村 謙二郎

平成 31 年 2 月 1 日付 桜田都諮問第 1 号 を以って諮問された桜川市田園都市づくりマスタープランの策定については、付議された原案を慎重に調査審議し、別添のとおり桜川市田園都市づくりマスタープランの案をとりまとめたので、ここに答申します。なお、このたびの答申に当たっては、原案の起草に尽力された市執行部に敬意を表するとともに、この案に盛り込まれた先駆的で独創性に満ちた仕組みの数々が、目指すべき将来都市像の実現と市域の適正かつ合理的な利用を図るためのツールとして有効に機能を発揮するよう取り計らわれることを期待します。

〔 ※ 平成 31 年 2 月 25 日付
第 111 号 都市整備課 受付 〕

◎ 桜川市田園都市づくりマスタープランの策定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針と桜川市土地利用基本条例（平成30年桜川市条例第33号）第6条第1項に規定する市域の適正かつ合理的な利用を図るための基本とする計画を兼ね備える桜川市田園都市づくりマスタープランを定めたので、ここに公告する。

なお、同マスタープランの内容については、同条例第6条第5項の規定に基づき、次に掲げる方法で公表する。

1. 市公式ウェブサイトへの情報の掲載
2. 建設部都市整備課における図書の縦覧
3. 有償又は無償による図書の譲渡

平成31年 2月27日

桜川市長 大塚 秀喜

2. バックデータ

本項では、本編資料のバックデータを掲載します。

計画区別の面積内訳一覧

計 画 区 分	面積 (ha)	比 率
複合産業誘導ゾーン	35	0.2%
市街地ゾーン	597	3.3%
工業生産ゾーン	265	1.5%
農業生産ゾーン	4,019	22.3%
うち 自然共生ゾーンとの重複エリア	15	0.1%
うち 土砂災害警戒ゾーンとの重複エリア	160	0.9%
自然共生ゾーン	4,877	27.1%
うち 農業生産ゾーンとの重複エリア	15	0.1%
うち 土砂災害警戒ゾーンとの重複エリア	105	0.6%
土砂災害警戒ゾーン	722	4.0%
うち 農業生産ゾーンとの重複エリア	160	0.9%
うち 自然共生ゾーンとの重複エリア	105	0.6%
集落共生ゾーン	7,771	43.2%
合 計	18,006	100.0%

出典：桜川市行政資料

複合産業誘導ゾーン、市街地ゾーン及び工業生産ゾーンの面積内訳表

	桜川市							
	市街化区域	市街化調整区域	高久団地	紫尾団地	真壁石材鳩世団地	真壁石材谷貝団地	元岩瀬工業地区	高工業地区
複合産業誘導ゾーン	約 35 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
市街地ゾーン	約 597 ha	約 13 ha	約 7.6 ha	約 5.4 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
工業生産ゾーン	約 265 ha	約 33 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 7.1 ha	約 9.0 ha	約 8.5 ha	約 8.6 ha
合計	約 897 ha	約 46 ha	約 7.6 ha	約 5.4 ha	約 7.1 ha	約 9.0 ha	約 8.5 ha	約 8.6 ha
備考	面積の表示方法は、用途地域計画書の表示方法に従って、1.0ha以上の場合は整数表示とし、1.0ha未満の場合は少数第一位まで表示するものとする。 なお、市街化区域内における複合産業誘導ゾーン、市街地ゾーン及び工業生産ゾーンの面積内訳については、下頁を参照のこと。							

出典：桜川市行政資料

(市街化区域内における複合産業誘導ゾーン、市街地ゾーン及び工業生産ゾーンの面積内訳表)

	桜川市			旧岩瀬町			旧真壁町			旧大和村		
	複合産業誘導	市街地	工業生産	複合産業誘導	市街地	工業生産	複合産業誘導	市街地	工業生産	複合産業誘導	市街地	工業生産
第一種低層住居専用地域	約 159 ha	約 64 ha	約 0.0 ha	約 64 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 39 ha	約 39 ha	約 0.0 ha	約 56 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
第二種低層住居専用地域	約 33 ha	約 33 ha	約 0.0 ha	約 33 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
第一種中高層住居専用地域	約 36 ha	約 17 ha	約 0.0 ha	約 17 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 13 ha	約 13 ha	約 0.0 ha	約 6.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
第二種中高層住居専用地域	約 15 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 15 ha	約 15 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
第一種住居地域	約 173 ha	約 93 ha	約 0.0 ha	約 93 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 56 ha	約 56 ha	約 0.0 ha	約 24 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
第二種住居地域	約 59 ha	約 25 ha	約 0.0 ha	約 25 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 34 ha	約 34 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
準住居地域	約 15 ha	約 15 ha	約 0.0 ha	約 15 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
近隣商業地域	約 14 ha	約 8.4 ha	約 0.0 ha	約 8.4 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 6.0 ha	約 6.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
商業地域	約 11 ha	約 7.8 ha	約 0.0 ha	約 7.8 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 3.0 ha	約 3.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
準工業地域	約 92 ha	約 57 ha	約 30 ha	約 27 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 22 ha	約 22 ha	約 0.0 ha	約 13 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
工業地域	約 12 ha	約 5.2 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 7.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
工業専用地域	約 232 ha	約 151 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 151 ha	約 0.0 ha	約 32 ha	約 32 ha	約 0.0 ha	約 49 ha	約 0.0 ha	約 49 ha
合計	約 851 ha	約 476 ha	約 35 ha	約 290 ha	約 151 ha	約 151 ha	約 220 ha	約 188 ha	約 32 ha	約 106 ha	約 49 ha	約 49 ha
備考	面積の表示方法は、用途地域計画書の表示方法に従って、1.0ha以上の場合は整数表示とし、1.0ha未満の場合は少数第一位まで表示するものとする。											

出典：都市計画図書

用途地域の変遷

1977(S52).5.16 当初決定時

用途地域の区分	桜川市	旧岩瀬町	旧真壁町	旧大和村
第一種住居専用地域	約 212.0 ha	約 117.0 ha	約 39.0 ha	約 56.0 ha
第二種住居専用地域	約 30.0 ha	約 11.0 ha	約 13.0 ha	約 6.0 ha
住居地域	約 247.0 ha	約 118.0 ha	約 105.0 ha	約 24.0 ha
近隣商業地域	約 10.8 ha	約 4.8 ha	約 6.0 ha	約 0.0 ha
商業地域	約 9.2 ha	約 6.2 ha	約 3.0 ha	約 0.0 ha
準工業地域	約 61.0 ha	約 26.0 ha	約 22.0 ha	約 13.0 ha
工業地域	約 7.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 7.0 ha
工業専用地域	約 236.0 ha	約 187.0 ha	約 0.0 ha	約 49.0 ha
合 計	約 813.0 ha	約 470.0 ha	約 188.0 ha	約 155.0 ha
摘 要	区域区分の決定にあわせて用途地域を決定			

1985(S60).6.6 第一回変更時(中間工業地区関連)

用途地域の区分	桜川市	旧岩瀬町	旧真壁町	旧大和村
第一種住居専用地域	約 212.0 ha	約 117.0 ha	約 39.0 ha	約 56.0 ha
第二種住居専用地域	約 30.0 ha	約 11.0 ha	約 13.0 ha	約 6.0 ha
住居地域	約 247.0 ha	約 118.0 ha	約 105.0 ha	約 24.0 ha
近隣商業地域	約 10.8 ha	約 4.8 ha	約 6.0 ha	約 0.0 ha
商業地域	約 9.2 ha	約 6.2 ha	約 3.0 ha	約 0.0 ha
準工業地域	約 61.0 ha	約 26.0 ha	約 22.0 ha	約 13.0 ha
工業地域	約 7.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 7.0 ha
工業専用地域	約 235.0 ha	約 186.0 ha	約 0.0 ha	約 49.0 ha
合 計	約 812.0 ha	約 469.0 ha	約 188.0 ha	約 155.0 ha
摘 要	区域区分の変更(中間工業地区内の小学校用地約1.0haの市街化区域除外)にあわせて用途地域を変更(工業専用地域約1.0haを縮小)			

1989(H1).4.10 第二回変更時(つくば真壁工業団地関連)

用途地域の区分	桜川市	旧岩瀬町	旧真壁町	旧大和村
第一種住居専用地域	約 212.0 ha	約 117.0 ha	約 39.0 ha	約 56.0 ha
第二種住居専用地域	約 30.0 ha	約 11.0 ha	約 13.0 ha	約 6.0 ha
住居地域	約 247.0 ha	約 118.0 ha	約 105.0 ha	約 24.0 ha
近隣商業地域	約 10.8 ha	約 4.8 ha	約 6.0 ha	約 0.0 ha
商業地域	約 9.2 ha	約 6.2 ha	約 3.0 ha	約 0.0 ha
準工業地域	約 61.0 ha	約 26.0 ha	約 22.0 ha	約 13.0 ha
工業地域	約 7.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 7.0 ha
工業専用地域	約 267.0 ha	約 186.0 ha	約 32.0 ha	約 49.0 ha
合 計	約 844.0 ha	約 469.0 ha	約 220.0 ha	約 155.0 ha
摘 要	区域区分の変更(つくば真壁工業団地約32.0haの市街化区域編入)にあわせて用途地域を変更(工業専用地域約32.0haを拡大)			

1999(H11).6.10 第五回変更時(羽黒第一土地区画整理事業関連)

用途地域の区分	桜川市	旧岩瀬町	旧真壁町	旧大和村
第一種低層住居専用地域	約 159 ha	約 64 ha	約 39 ha	約 56 ha
第二種低層住居専用地域	約 33 ha	約 33 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
第一種中高層住居専用地域	約 36 ha	約 17	約 13 ha	約 6.0 ha
第二種中高層住居専用地域	約 15 ha	約 0.0	約 15 ha	約 0.0 ha
第一種住居地域	約 173 ha	約 93	約 56 ha	約 24 ha
第二種住居地域	約 59 ha	約 25	約 34 ha	約 0.0 ha
準住居地域	約 15 ha	約 15 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
近隣商業地域	約 14 ha	約 8.4 ha	約 6.0 ha	約 0.0 ha
商業地域	約 11 ha	約 7.8 ha	約 3.0 ha	約 0.0 ha
準工業地域	約 62 ha	約 27 ha	約 22 ha	約 13 ha
工業地域	約 7.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 7.0 ha
工業専用地域	約 267 ha	約 186 ha	約 32 ha	約 49 ha
合 計	約 851 ha	約 476 ha	約 220 ha	約 155 ha
摘 要	区域区分の変更(羽黒第一地区約6.7haの市街化区域編入)及び羽黒第一土地区画整理事業の決定にあわせて用途地域を変更(第一種低層住居専用地域及び準工業地域を拡大) ※今回から面積10ha以上の箇所は各々整数値に修正			

2009(H21).4.20 第六回変更時(長方地区関連)

用途地域の区分	桜川市	旧岩瀬町	旧真壁町	旧大和村
第一種低層住居専用地域	約 159 ha	約 64 ha	約 39 ha	約 56 ha
第二種低層住居専用地域	約 33 ha	約 33 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
第一種中高層住居専用地域	約 36 ha	約 17	約 13 ha	約 6.0 ha
第二種中高層住居専用地域	約 15 ha	約 0.0	約 15 ha	約 0.0 ha
第一種住居地域	約 173 ha	約 93	約 56 ha	約 24 ha
第二種住居地域	約 59 ha	約 25	約 34 ha	約 0.0 ha
準住居地域	約 15 ha	約 15 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
近隣商業地域	約 14 ha	約 8.4 ha	約 6.0 ha	約 0.0 ha
商業地域	約 11 ha	約 7.8 ha	約 3.0 ha	約 0.0 ha
準工業地域	約 92 ha	約 57 ha	約 22 ha	約 13 ha
工業地域	約 12 ha	約 5.2 ha	約 0.0 ha	約 7.0 ha
工業専用地域	約 232 ha	約 151 ha	約 32 ha	約 49 ha
合 計	約 851 ha	約 476 ha	約 220 ha	約 155 ha
摘 要	長方地区約35haにおける用途地域を変更(準工業地域及び工業地域の拡大並びに工業専用地域の縮小) ※今回から面積10ha以上の箇所は各々整数値に修正			

【備考】

- ① いずれも出典は都市計画図書
- ② 「第○回変更時」の表記は、桜川市における用途地域の変更の回数を表したものであり、都市計画区域単位の変更の回数とは異なる。

1990(H2).3.15 第三回変更時(岩瀬駅前土地区画整理事業関連)

用途地域の区分	桜川市	旧岩瀬町	旧真壁町	旧大和村
第一種住居専用地域	約 193.0 ha	約 98.0 ha	約 39.0 ha	約 56.0 ha
第二種住居専用地域	約 32.2 ha	約 13.2 ha	約 13.0 ha	約 6.0 ha
住居地域	約 259.0 ha	約 130.0 ha	約 105.0 ha	約 24.0 ha
近隣商業地域	約 14.4 ha	約 8.4 ha	約 6.0 ha	約 0.0 ha
商業地域	約 10.8 ha	約 7.8 ha	約 3.0 ha	約 0.0 ha
準工業地域	約 60.6 ha	約 25.6 ha	約 22.0 ha	約 13.0 ha
工業地域	約 7.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 7.0 ha
工業専用地域	約 267.0 ha	約 186.0 ha	約 32.0 ha	約 49.0 ha
合 計	約 844.0 ha	約 469.0 ha	約 220.0 ha	約 155.0 ha
摘 要	岩瀬駅前土地区画整理事業の竣工(H3.7.15 換地処分)にあわせて用途地域を変更(工業地域及び工業専用地域以外の用途地域を変更)			

1996(H8).2.1 第四回変更時(新用途地域の決定)

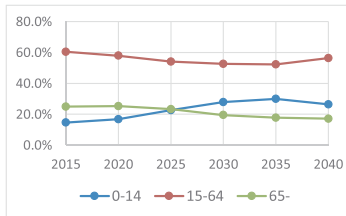
用途地域の区分	桜川市	旧岩瀬町	旧真壁町	旧大和村
第一種低層住居専用地域	約 152.3 ha	約 57.3 ha	約 39.0 ha	約 56.0 ha
第二種低層住居専用地域	約 32.9 ha	約 32.9 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
第一種中高層住居専用地域	約 36.2 ha	約 17.2	約 13.0 ha	約 6.0 ha
第二種中高層住居専用地域	約 15.0 ha	約 0.0	約 15.0 ha	約 0.0 ha
第一種住居地域	約 173.0 ha	約 93.0	約 56.0 ha	約 24.0 ha
第二種住居地域	約 59.4 ha	約 25.4	約 34.0 ha	約 0.0 ha
準住居地域	約 15.4 ha	約 15.4 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha
近隣商業地域	約 14.4 ha	約 8.4 ha	約 6.0 ha	約 0.0 ha
商業地域	約 10.8 ha	約 7.8 ha	約 3.0 ha	約 0.0 ha
準工業地域	約 60.6 ha	約 25.6 ha	約 22.0 ha	約 13.0 ha
工業地域	約 7.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 7.0 ha
工業専用地域	約 267.0 ha	約 186.0 ha	約 32.0 ha	約 49.0 ha
合 計	約 844.0 ha	約 469.0 ha	約 220.0 ha	約 155.0 ha
摘 要	都市計画法の改正(用途地域 8区分⇒12区分)にあわせて新用途地域を決定			

小学校区を基本とする地域別3区分人口推計

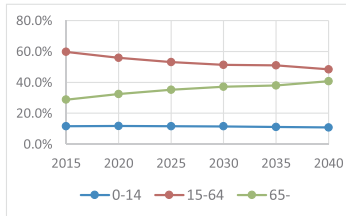
猿田小学校区を基本とする地域					羽黒小学校区を基本とする地域					南飯田小学校区を基本とする地域				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	113	468	193	774	2015	544	2,811	1,354	4,709	2015	412	2,112	1,161	3,685
2020	137	472	206	815	2020	528	2,506	1,456	4,490	2020	373	1,895	1,181	3,449
2025	209	497	214	920	2025	497	2,271	1,503	4,271	2025	329	1,675	1,203	3,207
2030	283	535	198	1,016	2030	462	2,061	1,492	4,015	2030	284	1,513	1,144	2,941
2035	299	522	178	999	2035	415	1,909	1,424	3,748	2035	246	1,385	1,056	2,687
2040	245	523	159	927	2040	377	1,688	1,420	3,485	2040	218	1,225	980	2,423

猿田小学校区を基本とする地域					羽黒小学校区を基本とする地域					南飯田小学校区を基本とする地域				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	14.6%	60.5%	24.9%	100.0%	2015	11.6%	59.7%	28.8%	100.0%	2015	11.2%	57.3%	31.5%	100.0%
2020	16.8%	57.9%	25.3%	100.0%	2020	11.8%	55.8%	32.4%	100.0%	2020	10.8%	54.9%	34.2%	100.0%
2025	22.7%	54.0%	23.3%	100.0%	2025	11.6%	53.2%	35.2%	100.0%	2025	10.3%	52.2%	37.5%	100.0%
2030	27.9%	52.7%	19.5%	100.0%	2030	11.5%	51.3%	37.2%	100.0%	2030	9.7%	51.4%	38.9%	100.0%
2035	29.9%	52.3%	17.8%	100.0%	2035	11.1%	50.9%	38.0%	100.0%	2035	9.2%	51.5%	39.3%	100.0%
2040	26.4%	56.4%	17.2%	100.0%	2040	10.8%	48.4%	40.7%	100.0%	2040	9.0%	50.6%	40.4%	100.0%

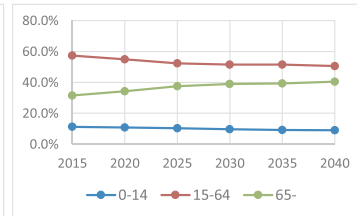
猿田小学校区を基本とする地域



羽黒小学校区を基本とする地域



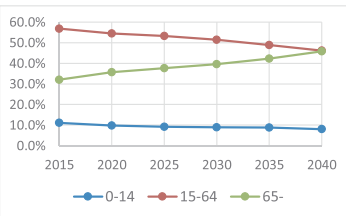
南飯田小学校区を基本とする地域



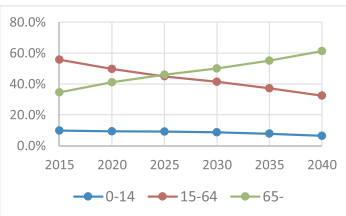
岩瀬小学校区を基本とする地域					坂戸小学校区を基本とする地域					大國小学校区を基本とする地域				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	519	2,662	1,501	4,682	2015	449	2,552	1,584	4,585	2015	371	2,050	939	3,360
2020	419	2,331	1,525	4,275	2020	414	2,219	1,834	4,467	2020	310	1,831	1,056	3,197
2025	355	2,071	1,462	3,888	2025	403	1,973	2,019	4,395	2025	263	1,629	1,121	3,013
2030	315	1,805	1,389	3,509	2030	378	1,801	2,178	4,357	2030	222	1,461	1,134	2,817
2035	276	1,536	1,328	3,140	2035	339	1,624	2,406	4,369	2035	192	1,355	1,071	2,618
2040	224	1,291	1,281	2,796	2040	289	1,463	2,766	4,518	2040	169	1,216	1,026	2,411

岩瀬小学校区を基本とする地域					坂戸小学校区を基本とする地域					大國小学校区を基本とする地域				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	11.1%	56.9%	32.1%	100.0%	2015	9.8%	55.7%	34.5%	100.0%	2015	11.0%	61.0%	27.9%	100.0%
2020	9.8%	54.5%	35.7%	100.0%	2020	9.3%	49.7%	41.1%	100.0%	2020	9.7%	57.3%	33.0%	100.0%
2025	9.1%	53.3%	37.6%	100.0%	2025	9.2%	44.9%	45.9%	100.0%	2025	8.7%	54.1%	37.2%	100.0%
2030	9.0%	51.4%	39.6%	100.0%	2030	8.7%	41.3%	50.0%	100.0%	2030	7.9%	51.9%	40.3%	100.0%
2035	8.8%	48.9%	42.3%	100.0%	2035	7.8%	37.2%	55.1%	100.0%	2035	7.3%	51.8%	40.9%	100.0%
2040	8.0%	46.2%	45.8%	100.0%	2040	6.4%	32.4%	61.2%	100.0%	2040	7.0%	50.4%	42.6%	100.0%

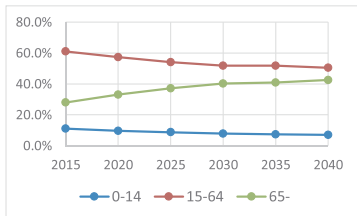
岩瀬小学校区を基本とする地域



坂戸小学校区を基本とする地域



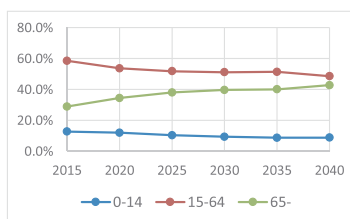
大國小学校区を基本とする地域



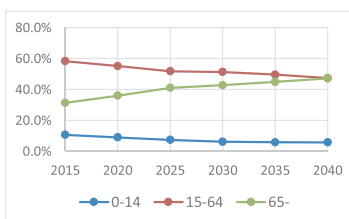
雨引小学校区を基本とする地域					谷貝小学校区を基本とする地域					榑穂小学校区を基本とする地域				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	413	1,911	943	3,267	2015	211	1,164	624	1,999	2015	392	2,244	1,119	3,755
2020	370	1,668	1,071	3,109	2020	169	1,044	681	1,894	2020	311	1,956	1,193	3,460
2025	299	1,508	1,108	2,915	2025	130	920	729	1,779	2025	275	1,708	1,193	3,176
2030	250	1,376	1,067	2,693	2030	100	848	707	1,655	2030	253	1,522	1,112	2,887
2035	216	1,272	992	2,480	2035	87	755	683	1,525	2035	232	1,326	1,038	2,596
2040	199	1,103	972	2,274	2040	79	663	660	1,402	2040	187	1,120	997	2,304

雨引小学校区を基本とする地域					谷貝小学校区を基本とする地域					榑穂小学校区を基本とする地域				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	12.6%	58.5%	28.9%	100.0%	2015	10.6%	58.2%	31.2%	100.0%	2015	10.4%	59.8%	29.8%	100.0%
2020	11.9%	53.7%	34.4%	100.0%	2020	8.9%	55.1%	36.0%	100.0%	2020	9.0%	56.5%	34.5%	100.0%
2025	10.3%	51.7%	38.0%	100.0%	2025	7.3%	51.7%	41.0%	100.0%	2025	8.7%	53.8%	37.6%	100.0%
2030	9.3%	51.1%	39.6%	100.0%	2030	6.0%	51.2%	42.7%	100.0%	2030	8.8%	52.7%	38.5%	100.0%
2035	8.7%	51.3%	40.0%	100.0%	2035	5.7%	49.5%	44.8%	100.0%	2035	8.9%	51.1%	40.0%	100.0%
2040	8.8%	48.5%	42.7%	100.0%	2040	5.6%	47.3%	47.1%	100.0%	2040	8.1%	48.6%	43.3%	100.0%

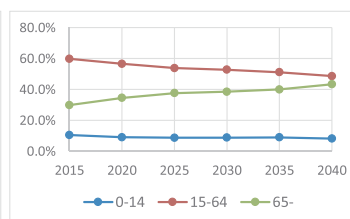
雨引小学校区を基本とする地域



谷貝小学校区を基本とする地域



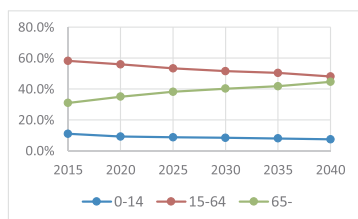
榑穂小学校区を基本とする地域



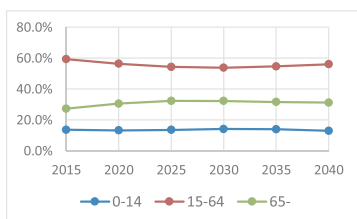
真壁小学校区を基本とする地域					紫尾小学校区を基本とする地域					市全域				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	831	4,410	2,342	7,583	2015	447	1,960	900	3,307	2015	4,504	23,419	12,251	40,174
2020	630	3,851	2,412	6,893	2020	443	1,896	1,028	3,367	2020	3,891	20,788	13,232	37,911
2025	534	3,302	2,361	6,197	2025	466	1,880	1,117	3,463	2025	3,477	18,594	13,608	35,679
2030	459	2,844	2,220	5,523	2030	501	1,910	1,146	3,557	2030	3,161	16,859	13,381	33,401
2035	386	2,459	2,034	4,879	2035	502	1,970	1,139	3,611	2035	2,844	15,358	12,968	31,170
2040	315	2,053	1,904	4,272	2040	473	2,056	1,145	3,674	2040	2,496	13,679	12,970	29,145

真壁小学校区を基本とする地域					紫尾小学校区を基本とする地域					市全域				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	11.0%	58.2%	30.9%	100.0%	2015	13.5%	59.3%	27.2%	100.0%	2015	11.2%	58.3%	30.5%	100.0%
2020	9.1%	55.9%	35.0%	100.0%	2020	13.2%	56.3%	30.5%	100.0%	2020	10.3%	54.8%	34.9%	100.0%
2025	8.6%	53.3%	38.1%	100.0%	2025	13.5%	54.3%	32.3%	100.0%	2025	9.7%	52.1%	38.1%	100.0%
2030	8.3%	51.5%	40.2%	100.0%	2030	14.1%	53.7%	32.2%	100.0%	2030	9.5%	50.5%	40.1%	100.0%
2035	7.9%	50.4%	41.7%	100.0%	2035	13.9%	54.6%	31.5%	100.0%	2035	9.1%	49.3%	41.6%	100.0%
2040	7.4%	48.1%	44.6%	100.0%	2040	12.9%	56.0%	31.2%	100.0%	2040	8.6%	46.9%	44.5%	100.0%

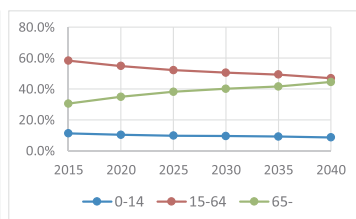
真壁小学校区を基本とする地域



紫尾小学校区を基本とする地域



市全域

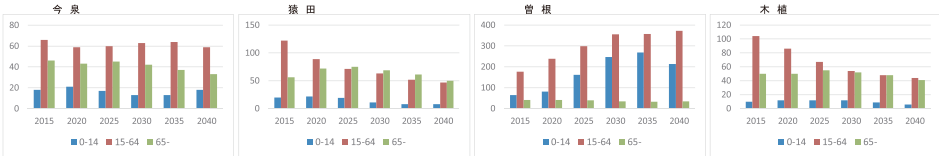


出典：桜川市人口ビジョンの資料から作成

大字別3区分人口推計

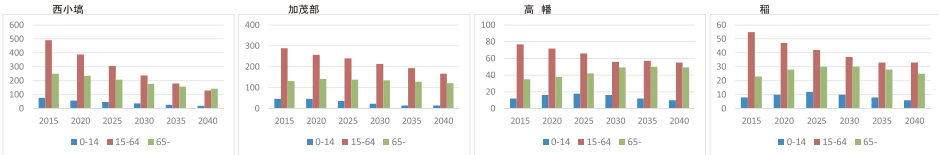
猿田小学校区を基本とする地域

年次	今泉				合計	年次	猿田				合計	年次	曾根				合計	年次	木植				合計
	0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計	
2015	18	68	46	130	2015	20	122	56	198	2015	65	176	41	282	2015	10	104	50	164				
2020	21	59	43	123	2020	22	89	72	183	2020	82	238	41	361	2020	12	86	50	148				
2025	17	69	45	122	2025	18	71	75	165	2025	161	299	39	499	2025	12	67	55	134				
2030	13	63	42	118	2030	11	63	69	143	2030	247	355	35	637	2030	12	54	52	118				
2035	13	64	37	114	2035	8	52	61	121	2035	269	358	32	659	2035	9	48	48	105				
2040	18	59	33	110	2040	8	47	50	105	2040	213	373	35	621	2040	6	44	41	91				

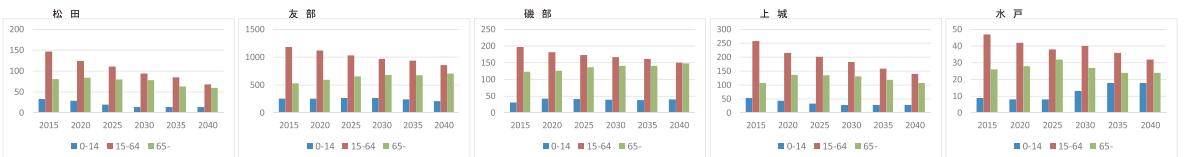


羽黒小学校区を基本とする地域

年次	西小塚				合計	年次	加茂部				合計	年次	高樺				合計	年次	稲				合計
	0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計	
2015	77	492	250	819	2015	46	288	132	467	2015	12	77	35	124	2015	8	55	23	86				
2020	58	389	236	683	2020	46	257	141	444	2020	16	72	38	126	2020	10	47	28	85				
2025	47	308	208	563	2025	36	240	139	415	2025	18	66	42	126	2025	12	42	30	84				
2030	37	230	178	445	2030	23	214	136	372	2030	16	56	49	121	2030	10	37	30	77				
2035	27	181	157	365	2035	15	194	128	337	2035	12	57	50	119	2035	8	33	28	69				
2040	20	130	143	293	2040	14	166	121	301	2040	10	55	49	114	2040	6	33	25	64				

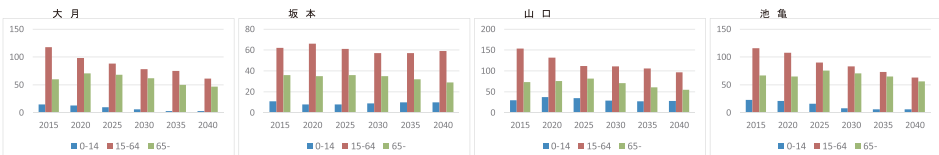


年次	松田				合計	年次	友部				合計	年次	磯部				合計	年次	上城				合計	年次	水戸				合計
	0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計	
2015	33	147	81	261	2015	257	1183	531	1971	2015	31	197	123	351	2015	53	258	107	418	2015	9	47	26	82					
2020	29	124	84	237	2020	254	1119	596	1969	2020	42	182	126	350	2020	44	215	136	395	2020	8	42	28	78					
2025	20	111	80	211	2025	265	1034	655	1954	2025	41	173	137	351	2025	33	201	135	369	2025	8	38	32	78					
2030	14	94	78	186	2030	269	869	681	1819	2030	39	167	141	347	2030	28	153	131	342	2030	13	40	27	80					
2035	14	85	63	162	2035	241	838	677	1856	2035	38	162	141	341	2035	29	159	119	307	2035	18	36	24	78					
2040	14	68	60	142	2040	209	855	709	1773	2040	40	150	148	338	2040	28	140	108	276	2040	18	32	24	74					

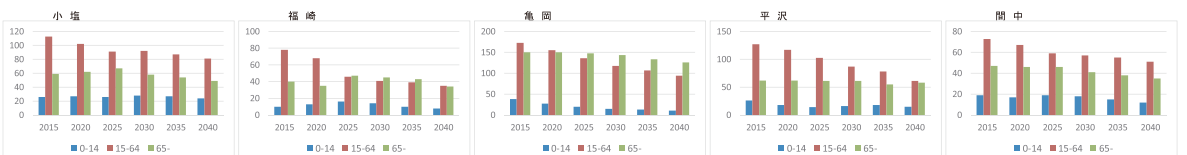


南坂田小学校区を基本とする地域

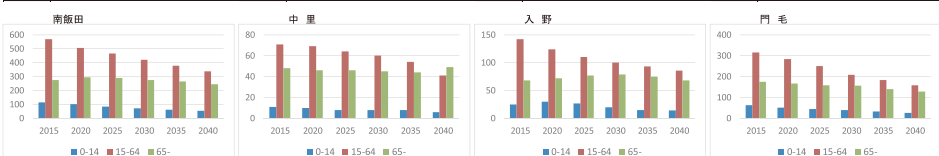
年次	大月				合計	年次	坂本				合計	年次	山口				合計	年次	池亀				合計
	0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計	
2015	15	118	60	193	2015	11	82	36	109	2015	30	154	73	257	2015	23	116	67	206				
2020	13	98	71	182	2020	8	66	35	109	2020	37	132	76	245	2020	21	108	65	194				
2025	10	88	68	166	2025	8	61	36	105	2025	35	112	82	229	2025	16	90	76	182				
2030	6	78	62	146	2030	9	57	35	101	2030	29	111	71	211	2030	8	83	71	162				
2035	3	75	50	128	2035	10	57	32	99	2035	27	106	61	194	2035	6	73	65	144				
2040	3	61	47	111	2040	10	59	29	98	2040	28	97	55	180	2040	6	63	56	125				



年次	小塚				合計	年次	福嶋				合計	年次	亀岡				合計	年次	平沢				合計	年次	間中				合計
	0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計	
2015	26	113	58	197	2015	10	78	40	128	2015	38	173	150	361	2015	26	127	82	235	2015	19	73	47	139					
2020	27	102	62	191	2020	13	68	35	116	2020	27	155	150	332	2020	18	117	82	197	2020	17	67	46	130					
2025	26	91	67	184	2025	16	46	47	109	2025	20	136	148	304	2025	14	103	61	178	2025	19	59	46	124					
2030	28	82	58	178	2030	14	41	45	100	2030	15	118	144	277	2030	16	87	61	164	2030	18	57	41	116					
2035	27	87	54	168	2035	10	39	43	92	2035	13	107	134	254	2035	18	78	55	151	2035	15	55	38	108					
2040	24	81	49	154	2040	8	35	34	77	2040	11	94	126	231	2040	15	61	58	134	2040	12	51	35	98					

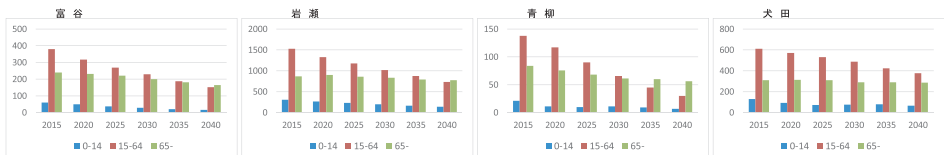


年次	南坂田				合計	年次	中里				合計	年次	入野				合計	年次	門毛				合計
	0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計			0-14	15-64	65-	合計	
2015	115	570	276	961	2015	11	71	46	130	2015	25	142	69	235	2015	63	315	175	553				
2020	101	503	295	901	2020	10	69	46	125	2020	30	124	72	226	2020	51	294	166	511				
2025	85	465	290	840	2025	8	64	46	118	2025	27	110	77	214	2025	45	250	159	454				
2030	73	421	278	770	2030	8	60	45	113	2030	20	100	79	199	2030	40	208	156	404				
2035	61	377	265	703	2035	8	54	44	106	2035	15	93	75	183	2035	33	184	140	357				
2040	54	337	246	637	2040	6	41	48	96	2040	14	86	66	166	2040	27	159	128	314				



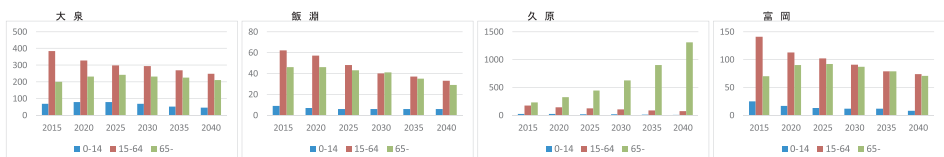
岩瀬小学校区を基本とする地域

富谷					岩瀬					青柳					犬田				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	59	301	235	679	2015	310	1532	869	2711	2015	21	130	84	243	2015	129	611	309	1049
2020	49	318	232	599	2020	267	1324	803	2494	2020	11	117	76	204	2020	82	572	314	978
2025	38	270	221	529	2025	233	1180	862	2275	2025	10	80	68	168	2025	74	531	311	916
2030	28	228	201	456	2030	200	1022	836	2058	2030	11	66	61	138	2030	76	488	291	855
2035	21	188	182	391	2035	168	878	798	1844	2035	9	45	60	114	2035	78	425	290	793
2040	16	153	164	333	2040	138	731	774	1641	2040	7	30	56	93	2040	65	377	287	729

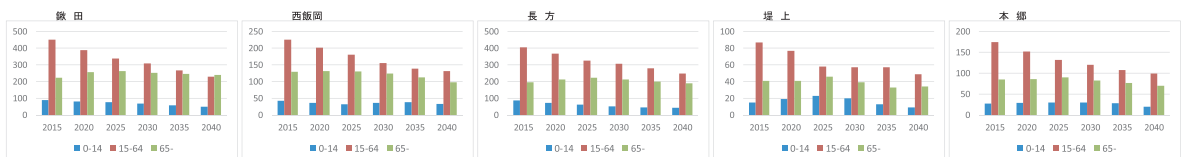


坂戸小学校区を基本とする地域

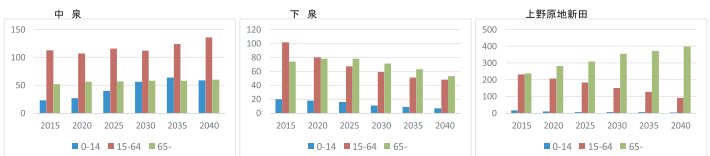
大泉					飯沼					久原					高岡				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	69	384	200	653	2015	9	62	46	117	2015	24	173	231	428	2015	25	141	70	236
2020	78	327	232	637	2020	7	57	46	110	2020	21	142	325	488	2020	17	113	90	220
2025	79	290	242	611	2025	6	48	43	97	2025	19	122	444	585	2025	13	102	92	207
2030	68	294	231	593	2030	6	40	41	87	2030	14	108	625	747	2030	12	91	87	190
2035	52	270	225	547	2035	6	37	35	78	2035	9	86	905	1000	2035	12	79	79	170
2040	45	249	211	505	2040	6	33	29	68	2040	6	74	1312	1392	2040	8	74	71	153



飯田					西飯田					長方					埴上					本郷				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	90	451	223	764	2015	43	228	129	398	2015	87	406	196	689	2015	15	87	41	143	2015	27	175	85	287
2020	80	389	256	725	2020	36	202	131	369	2020	73	367	212	652	2020	19	77	41	137	2020	29	152	86	267
2025	71	339	264	680	2025	32	181	130	343	2025	63	326	224	613	2025	21	88	46	127	2025	30	132	80	252
2030	69	308	252	629	2030	36	156	124	316	2030	51	306	213	570	2030	20	57	39	116	2030	30	120	83	233
2035	58	268	246	572	2035	38	138	113	290	2035	45	279	201	525	2035	13	57	33	103	2035	28	108	77	213
2040	49	230	239	518	2040	33	131	98	262	2040	43	249	190	481	2040	9	49	34	92	2040	20	99	70	189

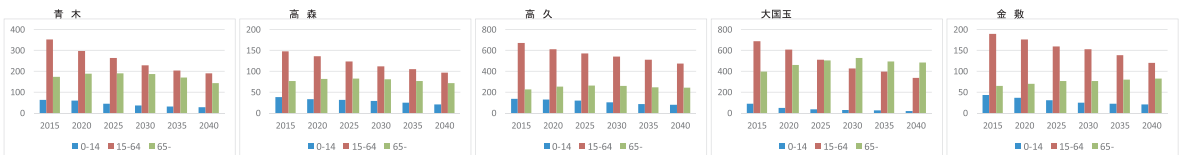


中泉					下泉					上野原新田				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	23	113	52	188	2015	20	102	74	196	2015	17	232	237	486
2020	27	107	56	190	2020	18	80	78	176	2020	9	208	281	498
2025	40	116	57	213	2025	16	67	78	161	2025	5	184	309	498
2030	56	112	58	226	2030	11	59	71	141	2030	5	150	354	509
2035	64	124	58	246	2035	9	51	63	123	2035	5	126	371	502
2040	59	136	60	255	2040	7	48	53	108	2040	4	92	399	495



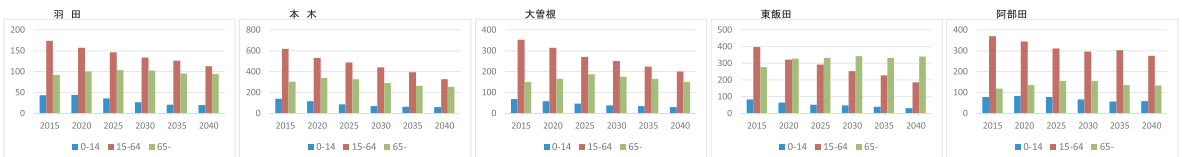
大園小学校区を基本とする地域

青木					高森					高久					大園玉					金敷				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	64	352	174	590	2015	38	148	77	263	2015	35	671	626	1032	2015	91	689	397	1177	2015	43	190	65	298
2020	60	298	189	547	2020	33	136	82	251	2020	131	613	254	998	2020	49	608	461	1118	2020	37	179	70	283
2025	45	264	191	500	2025	32	124	83	239	2025	119	571	264	954	2025	36	510	506	1052	2025	31	160	77	268
2030	36	226	187	452	2030	29	112	81	223	2030	102	540	281	903	2030	36	477	538	985	2030	25	153	77	255
2035	32	204	170	406	2035	25	105	77	207	2035	87	511	248	846	2035	26	396	496	918	2035	22	139	80	241
2040	28	190	143	361	2040	21	97	72	190	2040	79	473	242	794	2040	20	336	486	842	2040	21	120	83	224



雨引小学校区を基本とする地域

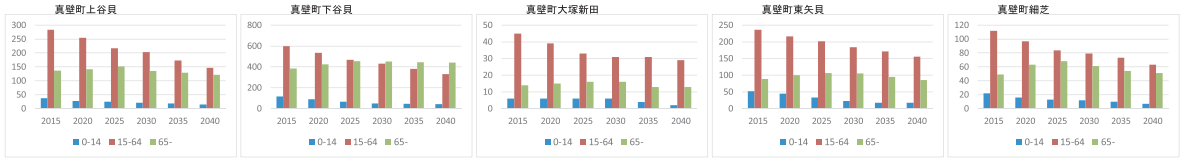
羽田					本木					大宮根					東飯田					阿部田				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	43	174	82	309	2015	140	619	304	1063	2015	68	323	150	541	2015	63	396	219	757	2015	78	389	119	566
2020	44	157	100	301	2020	118	530	342	990	2020	59	314	166	538	2020	65	322	327	714	2020	64	345	136	565
2025	36	146	104	286	2025	86	488	328	902	2025	47	270	187	504	2025	52	293	333	678	2025	79	311	156	545
2030	27	134	103	264	2030	71	442	291	804	2030	38	251	176	465	2030	47	253	342	642	2030	67	296	155	518
2035	21	126	95	242	2035	64	393	263	720	2035	34	224	165	423	2035	40	227	333	600	2035	57	302	136	495
2040	20	113	94	227	2040	60	328	253	641	2040	30	200	151	381	2040	30	186	340	556	2040	59	276	134	469



出典：桜川市人口ビジョンの資料から作成

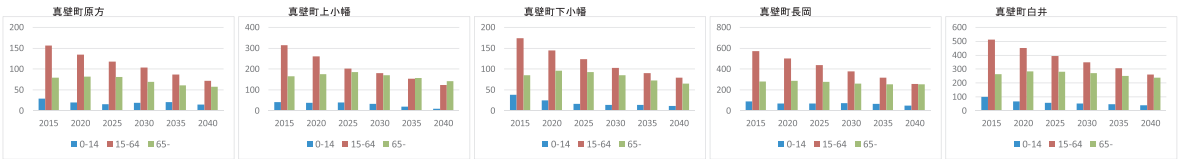
谷貝小学校区を基本とする地域

真壁町上谷貝					真壁町下谷貝					真壁町大塚新田					真壁町東矢貝					真壁町細芝				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	37	294	137	468	2015	116	599	384	1099	2015	6	45	14	65	2015	52	238	88	377	2015	22	112	48	183
2020	29	294	141	423	2020	90	525	425	1050	2020	6	39	15	60	2020	45	218	100	361	2020	18	97	63	178
2025	25	217	152	394	2025	66	468	455	989	2025	6	33	16	55	2025	33	202	106	341	2025	13	84	68	165
2030	21	203	135	359	2030	50	430	451	931	2030	6	31	16	53	2030	23	184	105	312	2030	12	79	61	152
2035	18	173	129	320	2035	47	380	446	873	2035	4	31	13	48	2035	18	111	95	224	2035	10	73	54	137
2040	15	147	121	283	2040	44	331	440	815	2040	2	29	13	44	2040	18	156	86	260	2040	7	63	51	121

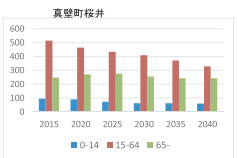


榊穂小学校区を基本とする地域

真壁町原方					真壁町上小幡					真壁町下小幡					真壁町長岡					真壁町白井				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	29	156	79	264	2015	41	315	168	522	2015	38	174	85	297	2015	90	573	280	943	2015	99	512	262	873
2020	20	135	82	237	2020	39	261	175	475	2020	25	145	96	266	2020	71	501	287	859	2020	67	451	283	801
2025	16	118	81	215	2025	40	203	186	429	2025	17	124	83	224	2025	71	437	277	785	2025	58	393	281	732
2030	19	104	68	192	2030	33	180	170	383	2030	14	103	85	202	2030	73	378	261	712	2030	52	348	272	672
2035	21	87	61	169	2035	20	153	157	330	2035	14	90	73	177	2035	67	318	253	638	2035	47	307	251	605
2040	15	72	58	145	2040	10	123	142	275	2040	12	79	65	156	2040	49	257	253	559	2040	40	261	237	538

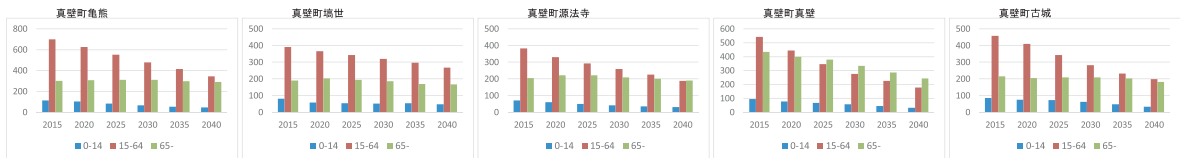


真壁町桜井				
年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	95	514	247	856
2020	89	463	270	822
2025	73	433	275	781
2030	62	409	255	726
2035	63	371	243	677
2040	61	328	242	631

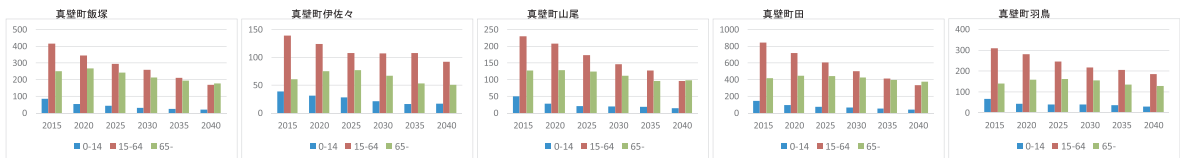


真壁小学校区を基本とする地域

真壁町龍					真壁町龍世					真壁町源法寺					真壁町真壁					真壁町古城				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	114	699	300	1113	2015	82	391	190	663	2015	70	382	204	656	2015	96	541	433	1070	2015	85	457	216	758
2020	103	624	306	1033	2020	59	368	203	628	2020	61	330	222	613	2020	78	444	398	920	2020	76	409	205	690
2025	83	551	310	944	2025	54	342	185	591	2025	50	293	221	564	2025	67	345	378	790	2025	74	343	208	625
2030	65	478	310	853	2030	53	319	185	557	2030	41	259	209	509	2030	58	277	333	668	2030	63	282	208	553
2035	52	415	298	765	2035	54	297	169	520	2035	35	225	200	460	2035	45	225	286	556	2035	47	233	203	483
2040	45	344	291	680	2040	48	267	168	483	2040	32	189	190	411	2040	32	177	244	453	2040	34	199	181	414

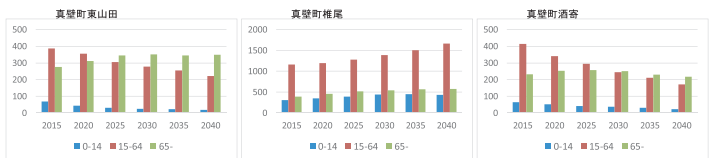


真壁町飯塚					真壁町伊佐々					真壁町山麓					真壁町田					真壁町羽鳥				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	85	416	251	752	2015	39	139	61	239	2015	50	230	128	408	2015	144	845	415	1408	2015	66	310	140	516
2020	55	345	267	667	2020	31	124	75	230	2020	28	208	129	365	2020	95	720	449	1264	2020	44	281	158	483
2025	43	294	243	580	2025	28	108	77	213	2025	21	173	124	318	2025	74	607	443	1124	2025	40	246	162	468
2030	32	259	213	504	2030	21	107	67	195	2030	20	146	112	278	2030	66	500	427	993	2030	40	217	156	413
2035	25	211	194	430	2035	16	108	53	177	2035	19	127	96	242	2035	56	413	399	868	2035	37	205	136	378
2040	20	169	177	366	2040	17	92	51	160	2040	15	96	98	208	2040	42	334	375	751	2040	30	186	129	345



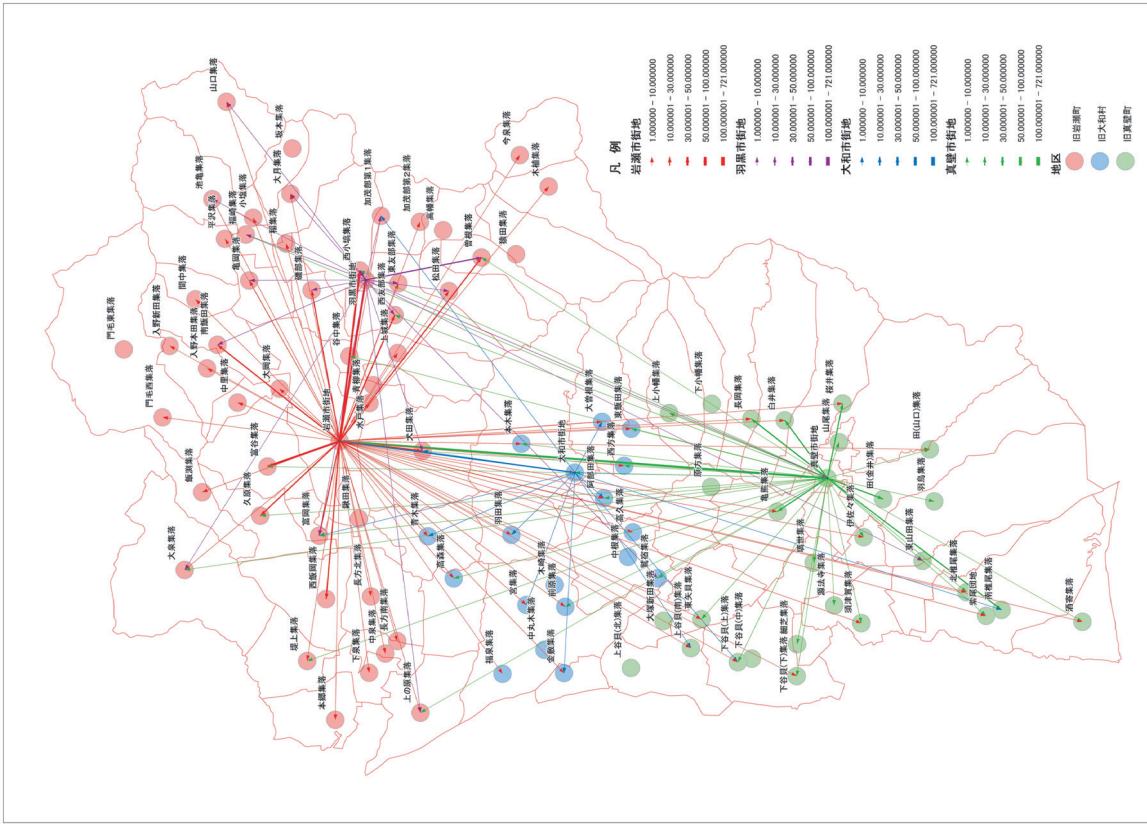
紫尾小学校区を基本とする地域

真壁町紫山田					真壁町椎尾					真壁町清香				
年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計	年次	0-14	15-64	65-	合計
2015	69	387	278	732	2015	313	1160	392	1865	2015	65	413	232	710
2020	44	356	311	711	2020	347	1189	463	2008	2020	52	341	254	647
2025	32	303	344	681	2025	393	1291	516	2180	2025	41	294	257	592
2030	24	279	351	654	2030	440	1388	544	2370	2030	37	245	251	533
2035	23	255	345	623	2035	448	1504	565	2517	2035	31	211	228	471
2040	19	222	350	591	2040	432	1662	577	2671	2040	22	172	218	412



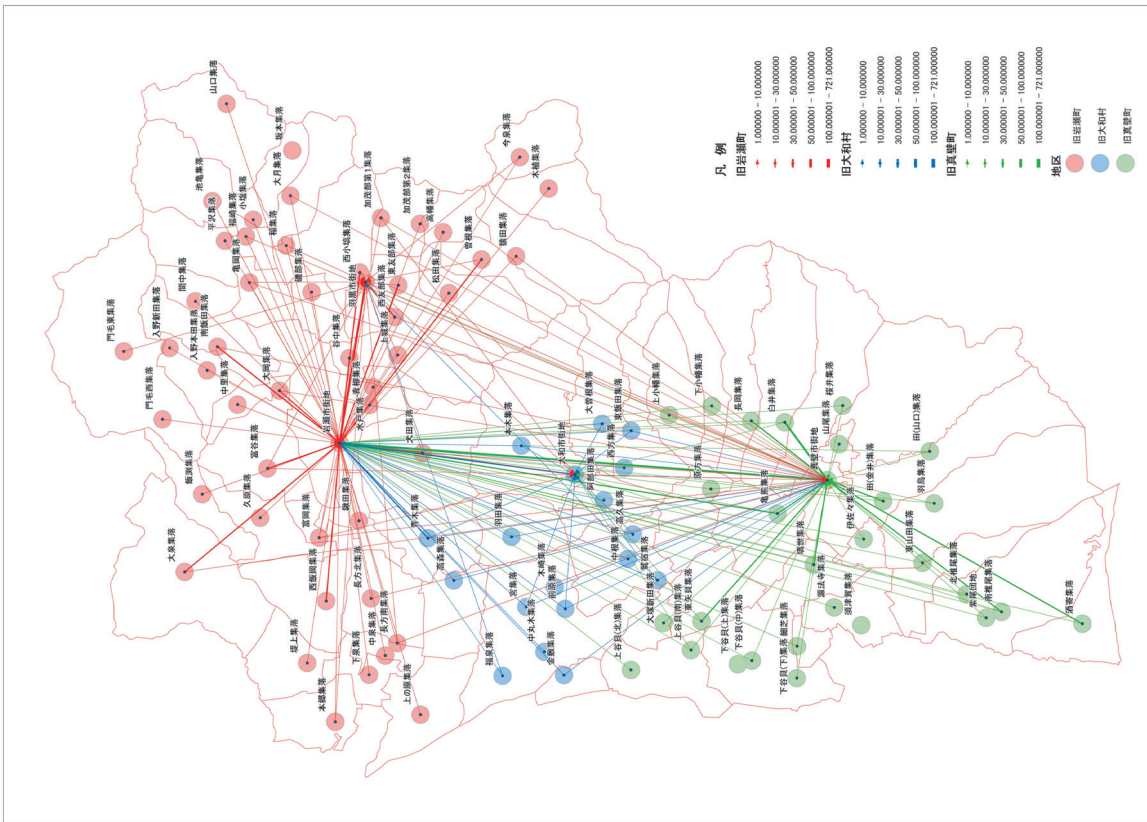
出典：桜川市人口ビジョンの資料から作成

市内転居状況(市街化区域からの転居)



出典：住民基本台帳(平成22年～27年累計)

市内転居状況(市街化区域への転居)



出典：住民基本台帳(平成22年～27年累計)